

平成22年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成22年6月17日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	米 本 壽 一	管 理 改 革 課	林 清 明

総務課長	平野哲也	企画課長	神原房雄
財政課長	加瀬正彦	税務課長	堀川茂博
市民課長	石井繁	環境課長	浪川敏夫
保険年金課長	花香寛源	健康管理課長	石毛健一
社会福祉課長	在田豊	子育て支援課長	林芳枝
高齢者福祉課長	渡辺輝明	商工観光課長	横山秀喜
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	佐藤清和
水道課長	小長谷博	病院事務部長	渡辺清一
病院再整備室長	鎢木友孝	国民宿舎支那人	増田富雄
庶務課長	加瀬寿一	学校教育課長	平野一男
生涯学習課長	野口國男	国体推進室長	高野晃雄
監査委員局長	平野修司	農業委員会事務局長	伊藤浩

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 日 下 昭 治

○議長（林 一哉） 通告順により、日下昭治議員、ご登壇願います。

（17番 日下昭治 登壇）

○17番（日下昭治） おはようございます。17番、日下昭治です。平成22年第2回定例会において一般質問を行います。

国政では鳩山総理の突然の引退もあって混沌たる政局に発展してしまうのではと心配する向きもありましたが、新しく菅政権が誕生され、成長戦略を基調としておるようでございますので、低迷していた景気の浮揚のきっかけになればと期待するところです。

質問ですが、私も過去、町議会るとき、そして現在の市議会で質問させていただく機会が何回かありましたが、一番最初に行くことは初めてのことであり、いささか緊張しておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

質問は大きく分けて4項目です。執行皆さんの明快な答弁を期待し、通告に沿って順次行ってまいります。

初めに、袋公園整備事業について伺うものですが、公園整備について市長は、現在整備中の袋公園、文化の杜公園、それと下宿ふれあい公園の整備が終了すれば市民1人当たり9.0

平方メートルとか9.5平方メートルになるので今年度をもって終了とのことであり、以前、文化の杜公園整備については伺ったことがありましたので、今回は袋公園整備事業について伺うものであります。

この計画は旧旭市で計画された事業であって私はよく承知しておりません。いつごろ計画され、どのように現在の整備に至ってこられたのかを伺うとともに、第2期の計画もあったようですが、その点についてもお知らせいただきたい。

次に、21年度中に整備された袋公園西側進入路及び駐車場整備について伺います。

この計画については当初の計画ではなく、昨年の9月補正により計画されたものでした。その間、あまり説明された記憶は私にはありませんので、細かな部分になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

1点目、都市公園袋公園区域の一部編入になるかと思いますが、いつごろ、どのような手続きをされたのかお知らせ願いたい。

また、3月議会の答弁では、土地所有者より昨年1月に公有地の拡大の推進に関する法律に基づき買い取りの協議を申し出たい旨の相談があったというような答弁がされていたように私は記憶していますが、改めてその点も確認させていただきたい。

なお、申し出の相談に訪れた方は地権者本人であったのか、第三者である代理人であったのか。この土地の売買に関して、地権者であった方は第三者に委任されていたようですが、その点も併せ報告願います。

2点目、計画地は公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づき取得されたわけですが、土地買取希望申出書の受け付けは3月12日でありますが、代理人を立てた委任状を1月9日に既に書かれています、申請手続きはどなたがされたのか。地権者がされたのか代理人であったのか。

申出書の中の1、土地に関する事項の当該土地に存する所有権以外の権利の記入欄の記載はされていない。2、当該土地に存する建築物、その他工作物に関する事項の当該工作物に存する所有権以外の権利の欄も記入されていませんが、公有地の拡大の推進に関する法律施行規則第5条では、以上のようなことがあるときは記入することとなっています。記入のない書類は不備の書類の受け付けとならないのか。

3点目、公拡法に基づく届け出、申し出があったときは、同法第6条土地の買い取りの協議をすることと定められているが、それら手続きについての報告を願います。

4点目、この土地の取得価格は公簿面積か実測面積になるのか。なお、不動産鑑定を委託

しておりますが、委託先、鑑定基準価格及び委託料について。

5点目、この土地の取得は土地開発基金による先行取得であり、土地開発基金条例第1条の設置目的による運用であったということですが、一般会計での取得でもよかったかと私は思うが、その件についてはいろいろ協議された結果、手続きに至ったと思いますが、手続きの経緯についてと、不動産鑑定委託料について基金からの支出はないと思うが、どこから支払われているのか。

6点目、税に関し、税務署との協議の経緯及び市税、国保税についてはどう処理されるのか。この点については担当課長と税務課長にもお願いしたいと思います。

最後に、この土地購入に関しての上申書が市長、議長あてに市内某タイムスにあてた書留・内容証明郵便の写しを添えて提出されていると伺っていますが、市長は上申書を受け取られていますか。いるとすれば、上申書の内容を見てどのように感じられたのか率直な見解をお願いします。

次に、入札について伺います。

まず1点目に、4月22日に入札を実施された青少年憩の家の結果については不調に終わっていますが、何で不調になったのか。設計仕様書は内部設計だったのか、あるいは外部委託だったのかを報告を願いたい。

2点目として、第一中学校屋内運動場及び駐輪場と干潟シルバー活力センター解体工事結果について、応札業者数、落札業者名、予定価格及び落札価格、それと予定価格に対しての落札率、それと前項同様、2件の設計仕様についての報告を求めます。

3点目、旭市契約事務取扱規程第7条、最低制限価格を設定する際の考え方についてと、併せてなぜ今年度より急に設定することになったのか伺います。

最後の質問になりますが、家畜特定伝染病（口蹄疫）対策について伺うものでありますが、宮崎県における口蹄疫の発生は、4月初め、疑いのあったものを見逃すという発生初期の対策が遅れた結果が10年前の発生したときと違って現状のような甚大な被害拡大になってしまったのではとされている。

口蹄疫は、感染動物との接触あるいは排せつ物等による感染のみでなく、風等によるウイルスの伝播、いわゆる空気伝染もあると言われていて感染経路を特定することも困難のようです。既に国においては口蹄疫特別措置法が4日公布され、即日施行されていますが、新聞などマスコミ等においても連日報道されています。また、市農水産課、県関係機関等あらゆる面から生産者には逐次情報の提供はありますが、伝染力の強い病気でありますので、生産

者だけでなく一般住民の方にも認識を強めていただき、感染地宮崎県の生産関係者には非常に心苦しく、悲痛であります。これ以上の拡大を抑えていただきたい思いもあり、発生地における患畜、疑似患畜の処理対策、ワクチン接種後殺処分しなければならない現状の直近の報告を願いたいと思います。

この件につきましては日々感染個数が拡大していますので、1日に何千頭あるいは1万頭以上もということもあるようですので、なかなか詳細を把握するのも難しいとは思いますが、お願いしたいと思います。

あと1点、本市における現時点までの対応、今後の防疫対策の取り組みについて報告を願いたいと思います。

以上、第1回質問を終えますが、再質問は自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、お答えを申し上げます。

まず、袋公園の整備事業、市長は3月議会で拡大はしないと、今年度で打ち切りだというような話というようなことの中で今後どうするかというようなご質問でありますけれども、袋公園も22年度いっぱいで一応整備が全部終わります。そのことによってそれ以降の整備はしないということで、一応最初のころの計画、何年か前にあったと思いますけれども、その計画の中で説明をした地権者には全部訪問してそういう計画はないと。ないということよりも、22年度で袋公園の整備は一応凍結する、終わりにするということで了解をもらっておりますので、それ以降の整備はしないつもりでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、上申書についてでありますけれども、私は上申書についてはもらいましたけれども、この問題については担当の課で一生懸命やっていることでありまして、その担当課のほうに任せるというようなことで、詳しくは指示は出しておりません。感想も、もちろん個々の問題でもありますし、私としては関知しないということでご理解をいただきたいと思います。

次に、最低制限価格の考え方ということでありましたけれども、旭市はご承知のように合併してからかなりの事業が行われているわけでありまして、その中で業者もかなり仕事はあるというようなことはもちろん皆さんご理解の中であると思いますけれども、雇用の問題、あるいは国の指導、ダンピングといいましょうか安受けというようなこともありまして、国

の指導もあって、今年急にやるということではなくて、何年か前に庁内で検討していたというような話も聞いておりまして、ちょうどそのタイミングが最低制限価格を設ける時期だなというようなことで決断をしたような次第でございます。

それと家畜の口蹄疫の問題でありますけれども、市の今後の対応というようなことで、担当の課、そしてまたいろいろな幹部会で話をしておりまして、今後の対応についても本当にスピードアップをして対応していかなければならないと、そんなように思っているところでありまして、本市は農業産出額の約4割を占める旭市の畜産、養豚では今回発生した都城市が飼育頭数第1位でありますけれども、旭市が4位であります。そんなところで口蹄疫が旭市に侵入してきたら大変な大きな問題があるという危機感を持ちまして、生産者、そしてまた担当執行部、話し合いをしました。家畜防疫協議会といいましょうか、それも旭市にはできておりますので、そういった部分での協議会も行いました。いち早く、県下でも一番早かったと思いますけれども、消石灰をその家畜防疫協議会の中での基金の中で流用させていただきまして、各農家にいち早く配ったような次第であります。

それから県のほうも対応するように、5月末ですか、県のほうも消石灰をやるというようなことで、本当に対応を素早くやっていかなければ目に見えない病原菌でありますので、そういった部分で本当に緊張しながらその対応に追われているところでありまして、ゆうべも口蹄疫対策の集まりを行いまして、情報交換、いろいろな部分でのこれからの対応というようなことも話し合っているところでありまして、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

詳しいことにつきましては担当の課のほうからご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、お答えをさせていただきます。質問が多岐にわたりますので、答弁漏れがございましたらご指摘をよろしくお願いいたします。

初めに、ご質問の1点目、袋公園整備事業について、公園整備のこれまでの経緯についてお答えをさせていただきます。

袋公園は都市計画公園でありまして、昭和35年4月に都市計画法上における都市計画施設として西側のため池を中心に7.7ヘクタールの区域について都市計画決定をしたものでありまして、昭和49年度に第1回目となる事業認可を取得して整備を開始したものでございます。

その後、昭和56年1月に袋公園の北側部分を拡張することといたしまして、都市計画公園

の区域を8.9ヘクタール、1.2ヘクタールの増に変更いたしまして、併せて事業認可期間を昭和58年度まで延長して整備を行ってきているものであります。この間、用地取得と併せて護岸や園路等の整備1,500メートルを進めてまいりまして、昭和58年度に第1期の整備を完了しているものでございます。

その後、平成13年3月には現在の計画となります公園南側の区域を拡張するための都市計画変更を行ったものでありまして、公園の面積を11.7ヘクタール、2.8ヘクタールの増とする中で、併せて新たに都市公園事業として事業認可を取得いたしまして現在に至っているものであります。

なお、本年度、平成22年度が、先ほど市長も申し上げましたが、現在の事業認可期間の最終年度となりますので、今後も完成に向けて努力してまいりたいと、このように思っております。

以上が公園整備の経緯でございます。

それから、第2期の計画につきましてはただいま市長からご答弁申し上げておりますので、続いて、ご質問の2点目、袋公園西側進入路、駐車場整備計画についてのご質問について順を追ってお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の都市公園区域編入でございます。

都市公園区域への編入であります。袋公園は都市計画法第11条で定める都市施設として都市計画決定をしている都市公園であります。ご質問の土地につきましては、都市計画上において計画はなかったものでありますが、当該地は袋公園の区域外ではありましたが、昨年、公拡法の手続きにのっとりまして袋公園の周辺環境整備の一環として取得し、整備を行ったものであります。

ご質問の都市公園の区域編入であります。平成21年度末、本年3月末に整備工事を完了しましたので、当該施設を市の公の施設として市民に開放するに当たりまして、都市公園法第2条の2の規定に基づきまして、平成22年3月31日付で都市公園である袋公園の附帯施設として供用開始の告示、つまり袋公園の区域変更を行っているものでございます。

次に2点目で、公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項による土地取得の経緯についてであります。

このご質問につきましてはさきの第1回3月定例会の一般質問にもお答えをしておりますが、多分に答弁内容が重なる部分があるかと思いますが、ご理解をお願いいたします。

昨年1月に、袋公園に隣接する土地所有者、先ほど代理人であったかというご質問がござ

いました。この際には代理人からです。公拡法に基づいて土地の買い取りの協議を申し出たいとの相談があったと伺っています。この制度は、都市計画区域内の土地であって、かつ一定面積以上の土地を市町村等を買っていただきたいという希望、これは任意の申し出でございしますが、これを市を経由して知事に申し出ることができる制度でありまして、この申し出を受けますと、市長は知事に対して進達することになるわけでありまして、この知事への進達の段階におきまして、市が買い取りを希望するのか否かを記載することになりますので、あらかじめ市としてこの土地の処遇について検討を行ったものと伺っています。

申し出のありました土地は都市計画公園の区域外であります。先ほど申しましたように、この袋公園に近接するこの土地が活用できれば、公園利用者の利便性の向上が期待できるなど市の有益になるものと判断いたしまして、この際、この土地の買い取りの希望を申し出を受けることとしたものと伺っています。そして、法第5条第1項に基づく申出書が3月12日付で提出されまして、市が買い取りを希望する旨、同日付で知事に進達したものであります。

なお、先ほどご質問の中で公拡法の提出書類の中の記載事項についてご質問がございました。これにつきましては3月12日ということで、私も昨年の4月から引き継ぎを受けたわけですが、この件につきましては申出書には記載されていないのは事実でありますので、この辺につきましては持ち帰らせていただきまして調査をさせていただきたい、このように思います。

次に3点目は、法第6条第1項の法令に基づく手続きでございます。

第6条第1項では千葉県の手続きを定めているものであります。第1項では、知事は、第5条第1項の届け出等を受理した場合は、買い取りの協議を行う団体を定め、地方公共団体ですね、買い取りの目的を示して申出者に対して通知をすること。第2項では、その通知は申し出のあった日から起算して3週間以内にこれを行うことを定めておりまして、先ほど申しましたように、3月12日付の申し出に対して3月16日付で決定通知書が交付されているものであります。

以上が法第6条第1項の手続きであります。

次に、4点目の取得面積、不動産鑑定結果等についてお答えします。

取得面積につきましてはご質問がなかったというふうに記憶しておりますので、不動産鑑定依頼結果等についてお答えをさせていただきます。

市は、公拡法第6条第1項に基づく買い取り協議の決定通知書を知事から3月16日付で受理しておりますので、申し出のありました相手方と協議を行うに当たりまして、あらかじめ

価格を決定する必要がありますので、不動産鑑定業務を平成21年3月24日付で委託をしたものであります。この委託は3月31日に完了を確認しております。

業務の内容は、取得面積の全体に対して鑑定評価を求めたものでありまして、平成20年度予算の残額を流用させていただきまして執行したものでございます。

なお、価格の決定方法につきましては、公払法の第7条にその方法が定められておりまして、一つは地価公示法による公示価格を基準として算出するもの、もう一点は、近隣の取引事例を比較した価格をそれぞれ算出したしまして、それらを比較検討する中で標準価格を設定しまして、これにそれぞれの個別要因による修正率を乗じて鑑定評価額が決定されると、このように鑑定評価書の引用をしてお答えをさせていただきました。

5点目は私のほうではなくて、次に6点目、税に関する事前協議についてお答えをいたします。

この手続きは、平成21年5月1日付で千葉東税務署長あてに譲渡所得に関する所得税の特例について事前協議を行っているものでありまして、5月7日付で税務署長から確認通知書をいただいております。

この事前協議は通常、土地を取得する前の事前の準備行為として行っているものでありまして、特別控除の根拠法、これは租税特別措置法第34条の2第2項第4号でございます。法律では、公払法第5条第1項の申し出の土地に対して、この土地が法第6条第1項の手続きにより地方公共団体に買い取られる場合は譲渡所得に対して1,500万円の特別控除が認められているものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課から2の（5）、それから3番の3点、この内容についてお答え申し上げます。

まず、土地開発基金の運用ということで、一般会計予算に計上してもよかったのではというようなお話もございました。まず、土地開発基金の目的でございますけれども、この土地開発基金は、先ほどご質問の中でもございましたとおり、第1条に設置の目的を定めております。公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るとというのが土地開発基金の目的でございます。公共用地の先行取得ということが目的でございますので、今ある土地、ここを購入したいけれどもまだ予算ができていないという形であらかじめ購入しておきたい。そ

これは協議によりまして、担当課から公共用地を先行取得するために土地開発基金を活用したい旨の依頼があつて、これに基づいて土地開発基金から土地の代金を支払うものでございます。その後、補正予算等で買い戻しのための予算措置を行いまして、土地開発基金から一般会計の土地として買い戻す、そのような形になっております。

タイミングというのがあるかと思いますので、担当課の申し出、これは土地開発基金を管理する課としては尊重しなければいけないのかな、そのように考えております。

それと、大きな3番、入札につきまして、まず1点目、青少年憩いの家の解体工事、この工事は入札の公告が4月12日で行いました。応札の業者数が11社ございまして、4月22日に入札を執行いたしました。応札者全員が最低制限価格を下回ったため、旭市入札約款に基づき不調としたものでございます。

この設計につきましては都市整備課の建築班に依頼をしたと、そのように聞いております。

それから、第一中学校屋内運動場、それから干潟シルバー活力センター解体工事の入札の結果でございます。

まず、第一中学校屋内運動場の解体でございますが、入札の公告日が4月26日、5月17日に入札を行っております。応札の業者数は11社でございます。予定価格は税込みで2,343万6,000円、落札額は、これも同じく税込みで1,915万2,000円、落札率は81.72%です。

この設計でございますが、株式会社東総設計に依頼したということでございました。

それから、干潟シルバー活力センターの解体工事でございますが、これも公告が4月26日で5月17日に入札を実施しております。応札の業者数は10社になります。予定価格でございますが、税込みで1,005万7,950円、落札額は821万9,400円、落札率は81.72%でございます。

この設計は都市整備課の建築班に依頼したということで聞いております。

それから、契約事務取扱規程第7条、最低制限価格の考え方ということで、全体的な考え方については市長のほうからお話があったとおりではございますけれども、確かに近年の入札制度の改革ということで国のほうからだいぶ強く求められている部分もあります。先ほど数年前からという形ではございました。確かに、平成17年に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、これが施行されまして、これに基づいて入札を適正に実施しようということがございました。それに基づいて各地方公共団体、処理をしてきたところでございます。

平成20年になりまして、国からの入札契約適正化法に基づく要請ということで、この時点では12項目にわたって要請がございました。これは、一般競争入札の拡大であるとか総合評

価方式の導入・拡充、それとダンピング受注の防止の徹底というようなそういう項目でございました。さらに、昨年の４月になりまして、また適切な地域要件であるとか最低制限価格の引き上げというような、これは国のほうからの通知。それは公共工事の入札及び契約手続きの改善等ということで４月３日に出されて、さらに６月１２日にも同じような通知がまいっております。

それで、近隣の市町村を見たところ、最低制限価格、相当の所で導入しているという状況もございまして、うちのほうも改善をしていく必要性があるということで改善を進めてきたところでございました。それで、昨年、当然委員会等を開催いたしまして、総合評価方式であるとか低入札調査価格制度、これらを検討しながら、併せて最低制限価格の導入について検討をしてみたいところでございます。特に通知の中ではダンピング対策の充実と適正価格での契約、それから地域企業の適切な評価というようなことが求められておりまして、内部の会議といたしましては、準備を進めていった中で第三者からの意見を聞きながら１１月に会議を催し、また３月にも検討委員会を開催して正式に導入をしたという形になっております。

この効果といたしますか、最低制限価格の制度自体、これは地方自治法施行令第１６７条の１０第２項の定めによりまして、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格を基に定めた最低制限価格を下回った入札をした者の入札を無効とする制度でございまして、当市においては、旭市財務規則第１３０条、それと旭市契約事務取扱規程第７条において建設工事等は予定価格の８０％、土木工事は予定価格の７０％と定めておるものでございます。

なお、最低制限価格の導入に当たっては、建設工事のダンピング、これは採算割れによる公正な取引秩序の阻害であるとか下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止する目的として、ご指摘のとおりこの４月から原則として設計額が１３０万円以上の工事に実施している、そういう状況でございます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） 落札業者、はい、失礼しました。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） お答え申し上げます。

まず、落札業者でございますが、旭第一中学校屋内運動場の解体工事、それから干潟シルバー活力センター解体工事の２件につきましては株式会社伊藤工務店が落札しております。

落札率については、うちのほう小数点以下2けたまで常に把握して整理しておるものですから、81.72%ということでございます。

○議長（林 一哉） ただいま答弁漏れがあったようですので、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 申し訳ございません。不動産鑑定の業者名を申し上げてございませんでした。

不動産鑑定業務は1社随契で行っておりまして、会社名は株式会社総武不動産鑑定、本社が千葉市中央区でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の家畜特定伝染病（口蹄疫）対策につきまして幾つかお答えをさせていただきます。

一つは、直近の報告という部分がありました。ご承知のように4月20日に宮崎県で口蹄疫が発生しまして、これは国内では10年ぶり。昨日現在で290例の発症が確認されております。殺処分の対象家畜につきましては牛、豚等19万9,246頭、多大の頭数になっております。

発症しています市も5市6町ということで、昨日新たに国富町も発症したと、そういう状況になっております。

これらの感染しました牛あるいは豚の処理の対策でございますけれども、これは殺処分をして埋却、これしかない。治す薬はございません。人間には感染しませんけれども、埋却しかない。そんなことで、埋却の場合につきましては最低でも2メートル土を上を覆いかぶせるということで、2メートルかぶせませんと野生動物がまた掘り起こす可能性がある、ということもありまして2メートル。あとは家畜を埋めますので、例えば豚ですと3メートル以上、牛ですと4メートル以上の深さが必要になってくるのかなと。

現地のいろいろな情報を農林水産省の職員からも聞きましたところ、一部の地では水がわいてくるということがありまして、なかなか埋却作業が進んでおらないと。特に、昨日現在も、この290例の中で12例がまだ埋却地が決まっていないという、そういう事態になってきております。特に豚に感染しますと牛に比べて1,000倍の感染力がある、そんなことで埋却地が決まっていない、これが一番大きな問題かなというふうに考えております。

直近の報告というようなことで現地の方々に聞きますと、スピードアップしてある、市長の答弁にもありましたように、スピードアップした市町村は1例が出ても次は出ないと。ど

うということかということですが、埋却地、市町村で一丸となって、感染した畜舎の方が探すんじゃなくて、市町村がばっと探しまして埋却地を決めてそこに埋却をする、そういう所の市町村はうまくいっていると。なかなかうまくいっていない市町村は、いろいろ市町村の対応も悪い、そんなことで聞いております。

市長の答弁にありましたように、旭市につきましてはスピードアップをもって対応してまいりたい、そういうふうに考えています。

1点、一般住民への認識ということであります。風評被害等もありますけれども、この対策につきましては、畜舎にウイルスを潜入させない、これが一番大切でございます。そんなことで、畜舎周辺に消石灰等をまきまして白くする。白くすることによって人が立ち入らない、そういう対策を今後ともとっていきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） それでは、税務課のほうからは、日下議員の2の袋公園西側進入路、駐車場整備計画についての（6）についてお答え申し上げます。

土地、建物等を譲渡した場合の所得税に関する住民税については他の所得と分離して課税されます。ご質問の事案のような場合は、譲渡収入金額から特別控除金額1,500万円を差し引いた金額に分離譲渡所得の税率、市民税3%、県民税2%を乗じて税額を決定いたします。

また、国民健康保険に加入している方ですと、所得割額の算出において特別控除1,500万円を差し引いた金額に医療給付費分6.5%、後期高齢者支援金分1.5%、介護納付金分1.2%のそれぞれの税率を乗じて税額を決定いたします。

なお、国民健康保険の課税限度額は、医療給付費分47万円、後期高齢者支援金分が12万円、介護納付金が9万円となっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃ、再質問させていただきたいと思います。

1点目、袋公園整備事業については細かく、古くからのいろいろ手続きがあったというような話をされておりますが、この公園計画整備事業については、2009年3月1日現在の線引きされたものをもらってあるんですけれども、これ以外はないということですよ、手続きは。その辺もう一度お願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

先ほども申しましたように、袋公園は都市計画公園でございますので、計画はそれが現在の計画でございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） そうしますと、今度、都市計画事業ではなく袋公園関係になるわけですが、平成13年に先ほど知事の認可を受けておるわけでございます。当然その都市計画法に基づくものは知事の許可を必要とするわけですよね。59条施行者、都市計画事業は市町村が都道府県知事の認可を受けて施行すると。それで、13年に許可を知事から受けて18年3月に変更の届け出を出しておると思いますけれども、それについてはただ年数の変更だけで、その後の変更はないんですよね。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

ちょっとご質問の趣旨と私の答弁がかみ合わないのかどうか分かりませんが、先ほど申しましたように、13年3月に今の計画として都市計画変更しまして、ただいまおっしゃられたような事業認可、県知事の認可をとっている。でありまして、先ほど市長がご答弁している、いわゆる2期というご質問がございましたけれども、そちらとは全く別のものがございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） その後の変更手続きは18年にたしかやってあるんですよ、変更手続きは。認可を受けてありますよね。それのみであって、あとはないということですよね。そうしますと、ないということになりますと、二つ目にも関係するんですけれども、区域の認可、それ以外の認可を受けないものを施行したことに、もう2項目めになっちゃうんですけれども、その辺関係するか一応聞いておきますけれども、そういった法令違反には該当してこないんですか、それ。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 先ほどご質問にありました59条の認可につきましては知事の認可ということで、一般的には、都市公園総合整備事業ということで国庫補助金をいただいて、

それがいわゆる事業認可でございまして、その区域外の、例えば先ほどご答弁申し上げましたが、附帯施設として整備をしたということについては59条とは全く別のものでありまして、基本的には、59条を適用する場合は都市公園総合整備事業で整備する場合ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） やはり行政の場合には法律、また条例に基づいて執行されていくべきものだと思うんです。そういうことの中において、都市公園事業、2に進んじゃう可能性もあるんですけども、回数的にはそうなる。そうしますと、13年に出してあるのは主要部分も含めてあるんですよ。旭市鎌数字袋下並びに江ヶ崎字馬渡及び大山地内と。いわゆる指定してあるんですね。それで平成18年に変更してあるのは主要部分の変更なしなんですよ。それで認可を受けてあるんですね。

そうしますと、そういった認可を受けないで執行されたということではないんですか、それは。

○議長（林 一哉） 都市整備課長、最後。

○都市整備課長（伊藤恒男） ご答弁いたします。

先ほど申しましたように、13年に区域を拡張して事業認可の変更を行っている。その際に当然ながら都市計画公園の区域を変更するわけですので、その土地の表示であったり地番であったり、そういったものは当然ながらその図書の中には入ってきます。あくまでも都市計画公園ですから、当然その中で縛りをかけるわけです。ですから、その区域を特定するというのは非常に大事になりますので、今申し上げたような形でちょっとご理解があれかもしれませんが、18年度には確かに事業計画の変更は行っておりますので、それが59条の変更ということで、継続して10年間で完成をするということでもあります。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員、次へ進んでください。

○17番（日下昭治） 2番目に関係しますのですね。ただ、59条で言っているのは、施行者は認可を受けるといことなんですね。63条において事業計画の変更があるんですね。変更というのは、それには変更じゃないということを知っているわけですけども、そうしますと、2点目に関係してくるわけですけども、昨年度実施されたものは区域外であると。区域外であるものがそういった手続きは必要ないのかということを知っているんですけども。必要ないということですね、それは。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

国庫補助事業でやる場合には、当然ながら、その背景としては先ほど申しましたように都市計画決定という行為が先にまいります。その区域をもってして基本的には事業認可をとるのが建前でありまして、昨年取得しましたご質問の進入路につきましては、これとは別のものとして整備を行って、最終的には公の施設として袋公園の区域変更を行ったと、こういうことでありまして、59条、63条とはまた別のものです。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 別のものというのがおかしいんじゃないですか。法令を遵守して執行されるべきものでしょう。しかし、この59条の変更手続きをやっていない。やらなきゃならないんでしょ、これは。法律で決まっているんですよ。それをやっていない。

それと、今、区域外であって工事をしましたと。それと併せて、この2点目がありますけれども、1月に話がありましたと。しかし、そういったものがある時点でいろいろ協議するべきものじゃないかと思うんです、行政は。いきなりそういうものがあつたものをそのまま棚上げておいて、いきなり6月にやりましょう、5月にやりましょうということではないと思うんですよ。そういった手続きはちゃんと経緯をもってやってくると思うんですけれども、その手続きのものはどういう手続きがされたのか。全くなくてもやれるということなんですか、それは。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

59条、63条を使う場合には、国庫補助事業として事業を施行する場合、それはすなわち都市計画公園の区域であるということです。この土地につきましては、先ほど経過を申し上げましたが、1月に申し出があつて、それについてあらかじめ検討をしていたと。その際に検討するということは、当然ながら財源というものもあるわけでありまして、この土地の取得に当たっては一般財源を適用するという前提のもとに行われたのではないかと私は考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

○17番（日下昭治） 次に関係する部分もありますので、次に進みます。

○議長（林 一哉） 今、2の（1）をやっていますね、区域編入。

○17番（日下昭治） 一般財源でやるべき考えであったということを今おっしゃっていましたけれども、土地開発基金を使ってあるんですね。それは一般財源かということと一般会計だということで違いがあるかも分かりませんが、いわゆるそういった事業が申し出があるということであれば、やはりそういった、公に皆さんが分かるように、そういった基金を使うとか、一般財源というのはあれでしょうけれども、それは補助金がない、しかし公園というのは過去、このことではありませんけれども、有利な財源ということをいろいろな角度で言ってきたんです、有利な財源と。ただ、そういったものを有利な財源であるから我々もまあいいじゃないかなと、そんな半ば認識をしてあったんです。しかし、これだと一般財源だから何でもいいという、何でもありみたいな感じがしちゃいますよ。その辺はどういうように考えていますか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

結果として一般財源を使ったということでありまして、何でもいいという意味ではございません。できるだけやはり私のほうとしても都市計画公園、都市計画事業としてなるべく多くの財源を国からいただきたいと。

今回、3月の常任委員会でも繰越明許費のところでも申し上げましたけれども、袋公園の昨年度の予算執行について国庫補助対象枠を割ってしまったということの中で、結果として補助金が受けられない事態というのもありました。これについても国・県に積極的に働きかけをいたしましたので、結果として繰越明許費を設定することで補助枠を確保できたという過程もございまして、基本的には何でも一般財源でいいとは私のほうでは考えていません。

以上です。

○議長（林 一哉） 項目に沿って日下議員、お願いします。

○17番（日下昭治） 今度2の2項目になるのかな、公拡法に関係するもの。

土地買取希望申出書、出ていますね。その中に、申し出をする者は、土地に存する所有権以外の権利を有する者または当該土地に存する建築物、その他の工作物に関し、所有権もしくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名、その法人及び代表者の氏名を記載すると。記載されない申出書が出ていますね。その辺は不備な書類じゃないんですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

先ほども、ご答弁になっていないと言われるかもしれませんが、昨年の3月12日に申出書が出ていると。私も4月に就任した中でその経過についてはちょっと承知していませんが、先ほど申しましたようにこれからしっかりと調査をさせていただきますけれども、ただ基本的には、先ほど答弁の中で申し上げましたように、5条1項というのは土地所有者の任意の申し出であるということがありまして、その中で土地の買い取りの希望があるかないかということと、それから土地を買い取る希望の団体があるかどうかということと都市計画区域であるとか、そういった一定の要件がありますけれども、あくまでも任意の申し出の中で、そこから始まるんだという理解は私もしておりますので、ここに私も今、逐条解説持っておりますけれども、確かにそのように書いてございますけれども、これにつきましてはしっかりと調べてみたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 調べてみますということだけでも、執行されちゃったんですよ、もう既に。

副市長、ちょっとお聞きしますけれども、これ法律、施行規則、届け出する者、買い取り希望の申し出等の届け出をする場合、あるんですよね、ちゃんと。法第5条第1項に基づき、これ規則ですね。規則の5条に、法第5条第1項の申し出は、次に掲げる事項を記載した別記様式第2の土地買取希望申出書の正本1部及び写しの1部を提出しなければならない。当該土地の所在、地目、面積、それは当然ですね。土地の買い取り希望価格、三つ目に、当該土地に所有権以外の権利があるとき。権利があるときということになると、所有権以外の権利ということはいろいろなものがあるんですね。あったわけですよ、この土地に関しては。申し上げないですけれども、市も押さええてありますよね。差し押さえしていた土地でしょう、これ。その辺どうですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの土地を差し押さえしてあるというのは私は承知しておりますが。

(発言する人あり)

○副市長(増田雅男) 実際には買い取る場合には、そういうものが入っていることであれば、そういうのはすべて解除していただいて、それで改めて申請してもらって、それでうちのほうは購入すると、そういう手続きはとっております。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員。

○17番(日下昭治) 多分そういうことだと思うんですよ。しかし、この時点では多分その手続きはされていなかったんじゃないですか。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
副市長。

○副市長(増田雅男) ただいまの件ですが、先ほど申し上げましたとおり、市で購入する場合にはそういうものはすべて解除されていなければ購入することはできません。それでなければ買うことはできません。
以上です。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員、次へ進んでください。

○17番(日下昭治) そうしますと、この時点では問題ないということで受け付けたということになるわけですね。そういう理解しかないんです、これね。

○議長(林 一哉) 今、次へ進んでくださいということをお願いしてありますので。

○17番(日下昭治) そうすると、3点目になるんですね。手続きの関係ですね。6条の関係になりますね。

6条にフローチャートありますよね、申出書があった場合に。5条の1項でやるということとは、もう地方自治体なり県なり市が買うと。今回の場合には旭市が買いますという形で申し出たと思います。しかし、それが受理されたのは3月12日ですね。そうしますと、譲渡が制限されるということですね。それ以後、そのことが協議されると。しかし、先ほどもちょっと関係するということですが、これは手続きの関係になりますからあれしなくても、仮登記が3月12日にされていますね。そうしますと、仮登記、売買予約ですから、その辺は譲渡に関することと関係ないですか。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。
都市整備課長。

○都市整備課長(伊藤恒男) お答えいたします。

3月12日に申し出があつて、その際に抵当権なり仮登記があるということは承知している

ということは3月議会でもご答弁をしております。私どもとしては当然ながら、先ほど副市長申し上げたように、所有権以外のすべての権利が抹消されなければ取得はしないと。

公拡法で言う8条の譲渡の制限に違反しているんじゃないかというご質問でありますけれども、公拡法の8条は、第6条1項の通知があった日から起算してということでありまして、申し出の日ではなく、知事から決定通知を受けた日から起算して3週間は譲渡してはいけない、こういう譲渡の制限がありますので、私どもとしては、先ほどの施行規則の話は別におきまして、基本的には法の手続きにのっとってすべての権利が除外されたことを確認して取得をしたということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 除外されたから契約しました、それはいいんですよ。しかし、このところに今、本来ならそういったことはやるために知らせるべきだろうということで書いてあるんでしょう。それが、先ほど副市長が答えたのと今、課長が答えたこと、いわゆる4月何日ですよ、それは確かに。そういった申し出をしまして、それがきれいになりましたら契約をしますよと。それは法にのっとりその後の形ですけども、今、この法律に基づいたこの書類は、入れるべきところに入れないのが不備じゃないかということを行ったわけですけども、その辺の今の副市長の答弁と都市整備課の答弁じゃ変わっているんじゃないかなと思いますけれども、その辺もう1回整理してください。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、5条1項の申し出というのはあくまでも土地所有者本人の任意の申し出であるということは申し上げました。今、私も担当者から聴取しましたがけれども、

この買取希望申出書というのは、基本的にはご自身のことについて書くわけです。この書く内容について、自分として障害があると思われるものについて書いているというのが任意の申し出の趣旨でありまして、例えばご自分の土地でありますので、当然ながらそこに工作物があったり、あるいは倉庫があったりとか、いろいろなケースがあります。それらがまた登記されて、自分の名前で登記されているものもありましょうし、また、他の人のものもありましょうけれども、ご自分の責任において障害となるべきものはないと。つまりこれは自分の責任において抹消するということが前提の中で本人の任意の申し出があったということでありますので、私として今、担当者から聞いた中では書類の不備ではないと、このように思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） どこまでいきました、項目四つ目、どこの四つ目でしたっけ。

○議長（林 一哉） 3の4回目の質問。

○17番（日下昭治） 回数が制限されていますので、同じことを答えられると同じことでまた質問するようになりますから、ちょっと確認したいんですけれども、暫時休憩してほしいんですけれども、できませんか。継続ですか。このままでいくと時間も限られていますので、ちょっと今、質問のあれが答えとちょっと違っているような感じがします。

○議長（林 一哉） ちょっといいですか。質問、大きい2点目の（3）、その3回目の今、答弁を行ったところですよ。今、これから4回目の質疑をお願いします。

○17番（日下昭治） ただ、何回も同じことになっちゃいますけれども、法律があるわけですね。公拡法、それに規則がありますね。そこに記入しなさいということを書いてあるんですよ。記入しなさいと、あるんですね。それで、行政手続き法、旭市条例、手続き法の届け出に関しては37条、ありますよ。届け出が届書の記載事項に不備がないこと。条例でもあるんですよ、それ。それに対して法令を遵守していないんじゃないかということを言っているんですけれども、何か答弁のあれがおかしいんじゃないかと思うんですよ。先ほども言いましたけれども、確かに副市長はそういった不備がないということで、前提で受けました。しかし、そういったものは任意だから問題ない。法律にあるものが任意だということはないでしょう。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えします。

またお叱りをちょうだいするのかもしれませんが、私が担当としてお話をしているわけでありまして、そういった中で、この法律というのは解釈があるというふうには理解しております。先ほど来と同じ答弁になるかもしれませんが、あくまでも公拡法の5条1項というのは任意の申し出。4条1項というのはまた全然意味が違って、都市計画施設の中の土地ですので、これはもっと網が、要は法の網がきついということはご理解いただけたと思います。

あくまでも5条1項については任意の申し出でありますので、自己の責任においてというのは多分これにはついてくるんだろうと私は思います。ですから、そこに、先ほど言いましたように物置がある、これは自分の責任で撤去します、ですからここには書いていない。例えば抵当権があったり仮登記があったり、いろいろなことがあります。でも、これについては自分の責任で、要は抹消するんだ、撤去をするんだということの中で任意の申し出をされているわけですので、これについては不備というふうには理解しておりません。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今ちょっと確認したいんですけども、ここに県の申出書の例があるんですね、ちゃんと。土地に関する事項。例えば債権額、抵当権、債権額1億円、何々市で何々銀行、書くということを書いてあるんですよ。法律ですから、法律を守らないということは、それは行政がやる話じゃないと思うんですよ。それは任意だ、任意だと言うけれども、4条は分かりますよ、有償譲渡。それは届けなさいですから、そういうことで売買の手続きをしますと。しかし、これは書きなさいと書いてあるんですよ。それに対しては。おかしいじゃないですか。

○議長（林 一哉） 次へ移ってください。

○17番（日下昭治） もうあれですから、次へ移りますね。その辺はまだ終わったわけじゃないです。ここら辺よく調べてくださいね。

不動産鑑定の方になりますけれども、不動産鑑定をしてありますね。それについてはよく手続きの上いろいろな手続きをされておるわけですから、例えば今、申出書が関係するわけですが、この文書の申出書あるいは県からの協議決定通知書等についての、いわゆる文書管理規程で確かに都市整備課の37号がおかしいじゃないかと。市の文書管理規程、その辺でこの文書は、令達文書とか一般文書いろいろあるようですけれども、氏名の次に令達名をつけ、総務課において暦年ごと、あるいは令達別、令達件名簿に記載する

番号を付するものとする。あるいは一般文書であれば、文書種類、年度ごとである。あるいはということになるんですけれども、確かに17年から一連の番号で来ていますね。その辺は総務課長、どうですか、扱いの文書管理規程。

○議長（林 一哉） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） ちょっと急に来たものですから、何ですか、17年から通算して令達の番号がとられていることですか。

（発言する人あり）

○総務課長（平野哲也） ちょっとその辺は確認してみないと今、分かりせんので、また後ほど確認してお答えしたいと思います。

○議長（林 一哉） 通告にございませんので。

○17番（日下昭治） 条例は、暦年ごと、あるいは会計年度ごとということだと思うんですね、我々の理解の中では。しかし、そうでないようですのでその辺をあれしたんですけれどもね。

そうしますと、5になりますか、今度。

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） そうですか。

じゃ、取得面積についてはいろいろ確認させていただきましたけれども、農地であれば小数点以下は必要ないと。宅地であれば小数点以下も関係すると。しかし、今後、多分小数点以下が入ってくると思うんですね、市で管理するとなると。多分0.9の問題なんですけれども、その辺はどういう管理になるのか、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

今は市有地になっているわけでありまして、先ほど申しましたように3月31日で告示をして公の施設としていると。当然ながら袋公園の附帯施設として公園台帳に記載をすることになります。そこに取得した地番等について記載することになりますので、公園管理台帳、きちっと正確というか大きなものではないんですけれども、個々の公園ごとに整理して台帳ございますので、そちらのほうに面積と地番等は処理されますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃ、これもう最後になっちゃいますか、今度。

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） まだあるのか、そうなれば。時間がありますのでね。

先ほど市長は上申書の件で、私は担当課に任せてありますというような答弁をいただいたかなと思います。しかし、行政においては、やはり前任者であろう、いろいろこの問題はあ
るわけですが、確かに今の都市整備課長も前任者から引き継いだものでございます。
市長も当然前市長から引き継いだものだと思います。しかし、そういうものの中で、やはり
市長に來たのが多分都市整備課長の所へは行っていないんじゃないかなと思うんですよ。で
あるから市長、その辺を市長あてにあるか、あったらという認識の中で市長はどう感じたか
ということをお願いできればと思うんです。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、上申書については職員を信頼してやっ
ているということで、法に基づいてやっているというような意味から、全幅の信頼をしながら
私のほうは関与したくないと、しないというようなことで通させていただきたい、そんな
ように思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） やはり当然市長においては職員は全部部下でございますので、全幅の
信頼をするのは当然なんです。しかし、我々議員はそうじゃないんですよ。いろいろな市民
が後ろにいますので。しかし、今までやってきたのも、何かそういった不備なものがないか
ということがあるわけですね。

例えば一例をちょっと、もう時間も限られていますので申し上げさせていただきますけれ
ども、実は一市民から私あてに來たはがきなんですけれども、読みます。「前略。袋公園西
側の件。3826の2から3827の2までの地籍測量図をとってきました」、私の所に持ってきて
あるんですよ。そして、「3827の2を除きどれも測量を求積してあり、公図のほうは測量結
果を反映していないだけでした」と。ということは、その前にあったんです、この方は。は
かってきたんですよ。それで2メートル幾ら違うということを言ったんですよ、実際、公図
と現地が。ただ、この結果、公図をとっていろいろ調べたら、しかしこういう結果がありま
したと。まだ反映されていないです。市民の中にはそれだけ一生懸命いろいろなものでやっ

ているのですよ。我々議員がそれをのそんとやっているわけにはいかないんです。市長、もっと厳しくやっていただかなければ困ると思うんです。市民であれ、そういう方があるということ、そういうことを知っていただきたいと思います。

この問題は終わりにしたいと思います。

入札関係に移らせていただきたいと思います。

入札の関係でございますけれども、憩の家関係はたしか11社ありまして、全部無効、最低制限価格に達しなかったということでございます。しかし、これを見ますと、これは税抜きになっておりますけれども、最高が1,450万円、最低が780万円、税抜きですね。そして予定価格はここにはありません、はっきり言って。いろいろこれからやるわけでございますので。しかし、上限者と下限者のこのやつだと半分です、50%ぐらいになるんですね。上限者の1,450万円の業者でも落札できない。これは困るでしょう、設計をいろいろした中で。随契はきかないでしょうから。再度設計のし直しでどういう設計をするか。

通常、解体なんていうのは更地になればいいということなんじゃないかなと私は思うんですけれども、例えば780万円で応札した業者にやってもらったときにはかなりの市民の利益にもつながる結果が出るわけですよ。その辺を、最低制限価格の設定の基準とまた3項目めに出してありますけれども、しかし、そういう形の中でこの後の解体はしなきゃならないですけれども、その後、これはどこの担当ですか、生涯学習になるんですか、それと財政課の関係になろうかと思いますが、その辺、今後の対応をどうしますか、お願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） お答え申し上げます。

まず、財政課といたしましては、契約事務を依頼されて不調だったということでございましたので、担当課のほうに一たん戻してございます。担当課のほうでまたどういう形で実施するのか、あと、再度までにだいぶ時間がたっているわけでございますけれども、これは立地している場所が海水浴場に近い場所ということもありまして、その後で再度実施するに当たっては、夏のシーズンに当たるということがありましたので、しばらく期間をあけたいという話がございまして、うちのほうはそういう状況でお待ちしているということでございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それではお答えします。

今、財政課長がお答えしたとおり、不調に終わったということで夏季シーズンにまた入ってしまう。工期が約2か月かかりますので、夏季シーズンに入ってしまうということ。それと、やはり子どもたちの夏休み期間にも入りますので、少し間を置こうということで今、調整をしているところでございます。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（野口國男） 設計につきましても財政課、また都市整備課建築班のほうとよく協議しながら進めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 多分こういったものについては、設計関係かなり厳しくなると思うんです。例えば過去に、上限でオーバーしちゃっているから、予定価格よりオーバーしているから随契やりましょうというのは、それに合わせればいいんですよ。しかし、これは最低制限価格に乗っていなかったわけですから、果たしてどういう設計を立てるかというんですよ。だから、単に最低制限価格というのはいろいろなものがあると思うんです。これはそういう形でしっかり今後やっていただきたいと思います。

2点目に入りますけれども、先ほど81.72%とおっしゃいましたけれども、計算機で出ますよね、81.72043%、小数点5位までぴったり同じなんです。それで、出ているところは社会福祉と庶務課、教育委員会。別なところで、設計はどのような設計をしたか分かりませんが、全部内部設計だということだと思いますけれども、しかし、このような価格が出ることが異常だということです。少数点5位まで、それも最低制限価格に合わせた価格。

もう一つ申し上げさせていただきますけれども、同業者が旭市鎌数でやって5月24日に入札を執行しました。そのやつははっきり言って70%です、これ。そういうことがありますか、70%、最低制限価格の。

そして、私もそこまで申し上げさせていただくわけですが、昨年の実績ある程度とりましたね。中央小学校を解体していますね。そのときは48.43%で落札している業者なんです。それである程度数がありますからいろいろ申し上げますけれども、袋公園64.49%、道路新設のその1というので57.49%、文化の杜40.28%、そういった入れ札をしている業者が70%、81.72043%、ぴったり同じに出るということはあるんですよ。どういう設計をしているかもう一度お願いします。

○議長（林 一哉） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） ただいまの設計の内容ということでご質問がありましたので、私のほうの職員が設計をしておりますので、その辺について申し上げたいと思います。

ご質問のありました青少年憩の家と干潟シルバー活力センターの二つの施設については私のほうで設計を引き受けておりますが、第一中学校屋内運動場については私のほうでは設計は受けておりません。

設計書の作成でありますけれども、基本的には、国土交通省が定める公共建築工事積算基準というのがありまして、こちらを基にしまして、営繕工事単価というのを千葉県が定めておりまして、これらを採用して積算を行っているものでありますので、諸費一般的な設計となっております、何ら特別な要因はございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 一中の屋内運動場の設計でございますが、これはさっき財政課長もちょっと触れたかと思いますが、株式会社東総設計でございます。ここにつきましては、解体工事だけでなく改築も含めての設計をお願いしております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。簡単に要点のみひとつお願いします。

○17番（日下昭治） 時間も限られていますからね。

ただ、そういった最低制限価格を本年度設けたわけですが、今年度から。いろいろな手続きはあったと思います、それは。しかし、今年度設けた途端、昨年度こういった、今言いました40%台で落札している業者がそういった最低制限価格いっぱいに出ることそのものがおかしいじゃないかということ、それはやはり一般市民が言うんです、そういうことを。その辺はやはり、副市長ですか、この担当部署、その辺お願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） だいぶ同じ業者が同じ率で落札したということをおっしゃいますけれども、これはあくまでも偶然の一致であって、そこまで私どものほうは不信感を持つということをしたら、こういう事業のところは入札はできないと思うんです。偶然の一致ということだと思います。それ以外私のほうでは答弁できません。

それと、さっき70%どうのこうのと言っていましたけれども、これもやはりそのように相手が出したわけであって、一緒になったわけです。ですから、あくまでもお互いに信頼に基

づいてやっているわけですから、そこまで疑ってかかるわけにいかないと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 当然そういう信頼できる業者だと思います。しかし、例えば最低制限価格が、3項目めになりますけれども、設けてなかったら、もう少し例えば柔軟性を持った場合、例えば建築部門において80%ということではなく、それは設定できるわけですから、市長の権限で。例えば70%にしましょうとか、そういうこともある程度、それは公表しなくたってできるわけでしょう、その辺は、入札ですから。そういうことも含めてやってもいいんじゃないかと。

例えばいろいろ最低制限価格の設定基準、先ほど財政課長申されていたわけでございますけれども、例えば過去、私も海上町から継続していますので、海上中のときに基本設計1円でやりました。あれは異常だという話ですけれども、決して1円でやってきたものが障害を受けていませんよね。造成工事1万円でやりましたけれども、障害ありませんね。

それは異常だということですが、ある程度そういった解体とか、そういったものについてはもう少し柔軟性を持ってやっていかなければ、これはやはり市民のためにはならないんじゃないかなと思うんです。そういうこと、この辺は市長、まあ副市長は事務的なことをやりますけれども、市長、どうでしょうかその辺は。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） ご指摘の最低制限価格の問題でありますけれども、今年の4月から、いろいろな検討をした結果4月から始めたというふうなことで、確かに今まで制限価格を設けないときにはもっともっと安く落札をしたという部分はあると思います。それは、先ほども一番最初に申しましたように、国からの指導、ダンピングを加速しないようにと、そういうようなことの指導もありますし、業者といたしましうか経済状況といたしましうか、そういった部分、雇用の問題もかなりありますし、そういったような部分で入札の制度を検討してみようというふうなことで今始めたところでありますので、実際、1年間を通してどのくらい今までと差額が出たのかというふうな部分も恐らく財政のほうではつかんでくれると思いますので、それでまた検討を加えていきたいなと、そんなように今の時点ではそういうことで思っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員に申し上げます。残りの質問時間はあと5分でありますの

で、簡潔にお願いをいたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 実は裏情報ですから、これはいい、悪いは別問題です。例えば今回、解体の話をしていますけれども、解体業者、多分元請は下請に出すんですね。下請で解体業者が何社かあるわけです。しかし、上はだいたい2社、3社持っているんです。裏情報ですから、これはあれですけれども。Aの業者あるいはDの業者、Eの業者が受けても、1という下請解体業者、2の解体業者がBといくとか、多分解体業者は何社もないと思うんです。

それで、これは当然マニフェスト、当然設計に基づいてがれきがどのくらい出る、何がどれくらい出る、ちゃんと受け取りましたということが返ってくるわけでしょうから、恐らくその辺は解体等についてはもう少し柔軟性を持たせてもいい。これから今、残っていました憩の家と、これフリーにやったがさ、おもしろく出ると思います。

ここまで私が騒げば内容がまた変わってくるかも分かりませんが、しかし、これ本当に下請、その憩の家のときにははっきり言って私、ある業者から聞いたんですよ。うちとどこどこはここですよ。だから、どこで落っこっても私のところに来ますと。裏情報ですから、まあ、いいですけれども、そういう裏というのはいろいろなものがあるわけです。

であるから、そういったものについてはやっぱりありふれた形でどんどんやればいいわけじゃなくして、しっかりその辺を、何かを設備する、工事をするというのは多分材料費の問題だとかいろいろ生じると思います。しかし、解体は更地にすればいいわけでしょうから、仕様書に基づいて周りに対して迷惑をかけない、そのためには防護柵がどういう形でやる、シートでいいのか、あるいはもう少ししっかりしたものが必要なのか、それは設計に基づいてやっているわけですから、これでやりますよ、できますよということがあえて出てくるのに対してあまりあれする必要ないじゃないかと思うんです。その辺で、これからの考え方で、しっかりその辺を考えてやってほしいなと思います。

あと3分ありますけれども、口蹄疫は私は生産者の一人でございますので、先ほど農水産課長から答弁をもらったものは私の手元にもうあるんです。その辺で、目的はやはり重要なのは、かなり厳しい伝染病でございますので、いろいろな要素、例えば現地においては、現地に行きませんから私も分かりませんが、テレビ等で見ますと、車の消毒だとか何とか、そういったものを現地に近づかないでほしいというのも一つの防除策だと思いますので、その辺をこれからいろいろな面で、生産者のみでなくして、幅広くいろいろな角度からいろいろな面をやって対応していただきたいと、そんなことをお願いして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（林 一哉） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） こんにちは。平成22年旭市議会第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

国では、6月に入り突然鳩山内閣が総辞職、過去の内閣と同じように国民の審判を得ずに菅内閣が発足、財政再建、増税志向で7月の参議院選挙はどのような結果になるのでしょうか、国民の誰しもが注目するところです。

一般質問をいたします。

1番として、中央病院について。

新本館の建設工事は8階まで進み、来年春には竣工の予定となっております。そこで、中央病院について、Aとして、進捗状況と下水道本管の中央病院新本館との連結について。

昨年度の議会で本館の竣工と下水道管のドッキングは6か月近いタイムラグがありましたが、それを解消するとの下水道課長の答弁をいただきましたが、その後どのような経過になっているのでしょうかお知らせください。

2番目として、新館内部商業施設について。

物品販売店、レストラン、自動販売機等について、現況の旭市母子寡婦福祉会等がこれからも携わっていくのか、それとも新しい業者を導入するのか。

2年前の公設民営化騒動で病院職員に多大の動揺が広がったように、今年初めからコンビニが出店するとの情報が飛び交い、商業施設ないしは福祉会の皆様に不安が広がっているようですが、病院側ではどのようなシナリオを持っているのかご説明をお願いいたします。

Cとして、臨時職員の採用について。

4年前の臨時職員が人材派遣会社に移行され、昨年、人材派遣法によりまた臨時職員の身分になりました。本年、本職員の採用があったそうですが、詳しい経過説明をお願いいたします。

大きい2番として、行財政改革のための合併だったのではないのでしょうか。

鳩山内閣が政治とカネ、普天間基地問題等で総辞職いたしました。今の評価では事業仕

分けくらいしか評価されていないとの報道があります。3月議会でも、旭市の行政の余剰地、学校用地、道路等に重複の質問がありました。市長は昨年からの議会の中での答弁で、選択と集中、スピードと、そのようなことも答弁しておりました。

そこで、Aとして、事業仕分けのお考えはあるのでしょうか。

Bとして、行政改革推進課の守備範囲は。

合併してから行財政改革について実績がなかったから明智市長は行改推進課を発足させたのでしょうか。推進課の守備範囲について詳しい説明をお願いいたします。

Cとして、学校、道路、消防署の広域化、消防団の再編、いいおか荘の民営化等について、3月に引き続きそれぞれについてのお考えをもう一度お示し願いたいと思います。

大きい3番目として、袋公園西側入り口の土地取得については今、同僚議員の日下議員よりたくさんの質問がありましたので、1点だけ、土地買取希望申出書備考欄の2の地籍とか内容等についての記載漏れがあったのではないかと思いますのでお尋ねいたします。ダブるかもしれませんが、都市整備課長、よろしく願いまして1回目の質問といたします。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の質問に対しまして答弁をいたします。

私のほうからは2番目についてお答えをしたいと思います。

滑川議員、事業仕分けというようなことのお考えはということではありますが、第2次アクションプランにも盛り込んでいる事業評価の導入の検討、それを受けた形で行う予算査定の中で議論し、行っていくことも事業仕分けの一つかなと私は考えております。

なお、民主党政権が実施したような事業仕分け的なことは、国と地方、そういった部分も

考えてみまして、当面はそういった事業仕分けは行っていないという考えであります。

次に、行政改革推進課設置の意義ということでありますけれども、1市3町の合併が成立した背景には、生活圏の拡大や広域行政への対応、少子・高齢社会への対応、さらには厳しい財政状況への対応の必要がありました。将来にわたって行政サービスの向上を図る、あるいは必要なレベルを維持していくためには、合併によるスケールメリットを生かした行財政の効率化、行財政改革が必要不可欠であることから、第1次の行政改革アクションプランを策定し、さまざまな改革を進めてきたところであります。

第2次の行政改革アクションプランの策定に当たって、合併から5年を経過し、合併の特例の終期を見据えた中で、合併の目的を達成するため、行財政改革を最重要課題とし、事業の取捨選択を精査しながらさらに積極的に改革を推進していくということで専任の部署を設置したものであります。

次に、消防署、学校、消防団、いいおか荘の再編ということでご質問がありましたが、私のほうからは消防団の再編といいおか荘の問題についてお答えをしたいと思います。

まず、消防団の再編でありますけれども、平成18年、私が団長をしておりましたときに、合併を過ぎてこれから消防団も再編していかなければというようなことの中で、いろいろと団の幹部でも協議し、そしてまた、その結果を各地区に出向いて説明をしたところであります。

そのときにおきまして、平成20年4月に16分団64部、団員1,039名であったものでありますけれども、平成22年4月現在、16分団55部、団員1,007名になっております。このことから、一層の再編を促進するために、消防庫等の設置は、合併が計画にあった、合意ができたところから消防庫の建築あるいはまた消防車両の配置、そういったものを配置するというようなことの中でやっていきたいと。そしてまた、最終的な計画であります16分団47部に再編し、消防団員も700名から800名の規模としていきたいと、そんなように考えているところであります。

目標としては平成28年ころということでありますけれども、一層のスピードアップをして再編をしていきたいと、そんなように考えているところであります。

また、いいおか荘の問題でありますけれども、昭和42年7月1日に開業されて以来43年という長い歴史があり、その間、地域の方に愛され、また特別な思いもあるいいおか荘を、経営が厳しいからという理由だけで一概に廃止という考えは持っていません。数少ない旭市の観光の拠点施設として、運営委員会の意見も伺いながら、あらゆる活路を模索しながら、将

来的には指定管理者制度の導入も視野に検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院につきまして、議員お尋ねの3点についてお答えいたします。

まず、新本館建設工事の進捗状況ということでございますが、先ほど議員がおっしゃったとおりでございますけれども、躯体工事につきましては5月中旬に7階まで終了し、現在は8階の工事を行っております。内部につきましても、仕上げ工事と並行いたしまして、各種配線・配管工事等を行っております。いずれも予定工程に沿って順調に進んでおるところでございます。年度内には新本館が完成する予定でございます。

続きまして、新本館のいわゆる売店の問題でございます。

現在、院内には昭和34年から旭市母子寡婦福祉会の運営する売店が設置されているところでございます。新棟につきましても1階に売店を設置することとしておりますけれども、病院といたしましては引き続き旭市母子寡婦福祉会に依頼をしたいと、こういうふうに考えているところでございます。

なお、患者サービスや職員の利便性向上が図られるものということも強く望まれておるところでございますので、今後、母子寡婦福祉会からのそうした提案を伺いながら対応してまいりたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、看護助手について雇用形態がいろいろ変わってきたと。この4月から正規職員になったと、この間の経緯についてのお尋ねでございます。

平成十五・六年ごろから看護師不足というものが顕著になりまして、それを補うために当院においても看護助手を臨時職員として採用してまいったところでございます。その間、看護師の確保に努めてまいったところでございますけれども、いまだ十分な確保が図られず、臨時職員に頼らざるを得ない状況が続きまして、臨時職員の継続雇用の問題も指摘されたことから、18年からは派遣職員の活用ということになったわけでございます。

20年度におきましては、3年間の派遣期間が満了するということで業務の見直しを行いまして、外部委託できる業務につきましては外部委託を図りまして、残る部分につきましても、1年を超えない範囲の中で次の対応を考えるということで臨時職員の採用を行ったということでございます。

こうした経緯がございましたので、昨年度、看護師の確保の状況を見ながら今後の業務を

精査いたしまして、必要な人員数につきまして採用試験を行い、正規職員として看護助手の採用を行ったというところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 下水道本管の中央病院新館との連結について。

下水道の供用開始時期（平成24年3月末予定）を中央病院新館の開院時期（平成23年6月予定）に間に合うよう早めることはできないのかとのご質問に対するご回答を申し上げます。

現在、整備を進めている水処理施設及び中央污水ポンプ場の建設については、昨年度より中央病院新館の開院時期（平成23年6月予定）に間に合うよう早めることはできないかどうか、関係機関などと調整を図りながら鋭意努力してまいりましたが、整備に長期間を要することや、工事の安全性の確保、また事業費を平準化し、さらには国庫補助事業として行っていることなどから、当初の計画どおり工事の完了時期は平成24年3月末となりますので、中央病院新館の開院時期には間に合わないということになります。

なお、中央病院との協議では、中央病院新館の開院時期から下水道の供用開始時期までの期間は、中央病院の既存の浄化施設を利用して処理することとなっております。

なお、中央病院新館建設によって排水量が増加することはなく、既存の浄化施設で対応可能であるとのことでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 行政改革推進課の守備範囲はというご質問にお答え申し上げます。

行政改革推進課は、市長の答弁にもありましたとおり、合併に対する国の財政支援の終期を見据え、さらなる行政改革、コスト削減のため、行政改革の推進に関することということをも事務分掌として設置されました。したがって、3月に定めた第2次行政改革アクションプランの着実な推進・実現を目的に、実施計画において所管課の定められた取り組み事項については所管課と協議・協力しながらしっかりと進行管理を行い、複数の課にまたがるような取り組み事項については中心的な役割を担って取り組みを牽引していくことが仕事であると認識しております。

当面、行政改革推進課が優先的に取り組むことといたしましては、アクションプランの中でも、公共施設の見直しに関すること、組織・機構の再編に関すること、事務分掌の見直し

に関すること、未利用資産の処分に関することなどを中心に検討・推進していきたいと考えております。

そんな中で、公共施設の見直しにつきましては、先月末、旭市公共施設の見直しの基本方針を定めまして、各課において見直し作業に着手したところであります。これらの作業内容を踏まえまして、さまざまな検討・協議を尽くし、年度内には方向性を出し、それぞれの施設の活用方針のようなものを策定したいと考えております。

組織・機構の再編、事務分掌の見直し、未利用資産の処分につきましても、関係課と調整を図った上で、見直し方針のようなものを策定しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、行政改革のために合併したのではないかの道路についてお答えいたします。

道路については、合併前からの地区の要望を有利な財源を使える時期に整備をしたいなと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、行財政改革のために合併したのではの中の学校についてのお考えはという部分についてお答えさせていただきます。

それと滑川議員、質問の中で3月議会に引き続きというお話がありましたもので、合併後の学校整備の方針といいますか、その点と、3月議会でお話ございました飯岡中学校の用地の関係、それに触れさせていただいての回答になります。よろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○庶務課長（加瀬寿一） まず、学校整備に関しましては、基本構想と前期基本計画にお示ししております。基本構想につきましては平成18年第4回定例会で可決をいただいております。前期基本計画の内容につきましても全員協議会、各常任委員会へ併せてご説明をさせていただいたところでございます。

市内小・中学校の整備につきましては、耐力度調査及び耐震診断の結果と校舎建築年度の2点を最重要と位置づけまして、平成19年度から平成23年度の5か年間における改築等の優先順位を決定したものでございます。そのような形で学校整備全般を進めてきております。

また、飯岡中学校の建設場所につきましては、平成20年10月21日付で飯岡中学校校舎建設

委員会より要望書が提出されました内容を基に、飯岡支所西側付近を条件として選定したものでございますが、本年3月定例会で市長より申し上げましたとおり、これまでの建設場所を見直し、飯岡西部地区土地改良事業の非農用地のみを使用し、建設することといたしました。

そこで、3月定例会の閉会日でありました3月23日に飯岡中学校校舎建設委員会を開催いただき、計画変更の内容を説明させていただきました。委員会の結論といたしましては、計画は1年遅れることになるが、学校はもとより、地域住民の避難施設でもある安全・安心な学校づくりは必要不可欠であるということから、計画変更についてご了解をいただいたところでございます。

なお、この事業完成までの間、現状施設の維持・補修と生徒の安全面について特に配慮するようご要望がございました。市としても改めてその部分は十分にということでお約束させていただいたところであります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、消防団の再編につきましては市長より答弁がございました。私のほうからは消防の広域化についてお答え申し上げます。

消防の広域化を推進するため、平成18年6月、消防組織法の一部改正、施行を受け、千葉県では平成20年2月、千葉県消防広域化推進計画を策定、県内31消防本部を7消防本部とする組み合わせを示しました。当市の組み合わせは、銚子市、匝瑳市、香取市、東庄町であります。

国が示す消防の広域化に関する基本指針では、効果として消防力の強化による住民サービスの向上、行財政運営の効率化と基盤の強化が期待されるものでありまして、管轄人口はおおむね30万人以上の規模を目標とするものです。

今後は、示された組み合わせの消防本部と広域化によるメリット等について協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

ご質問は、申出書について備考欄に記載がないということについてのご質問であったと思います。

この件につきましては先ほども申し上げておりますけれども、この申し出の行為というのはあくまでも土地所有者本人の任意の申し出というふうに理解をしております。土地所有者である申出者本人が、自分で申し出る土地に対して障害がある場合ということの段階で記載をして申し出るというものでありますので、本人の意思と責任において提出されているものでありますので、問題はないというふうに思っております。

市としては、先ほどから申し上げておりますが、昨年の1月に相談を受けているということとはご答弁申し上げておりますので、申出日の際に所有権以外の権利が登記されているということは承知はしていたというふうに理解をしております。

先ほど行政手続き法の話がございましたけれども、この行政手続き法につきましては、届け出についての形式上の要件が具備されておればこれについては問題はないということで理解をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、再質問に入らせていただきます。

中央病院についてですけれども、下水道について、だいたい去年の6月の答弁から比べるとまるきり変わった答弁になったので、じゃ、そのときには全然知らなかったということですか。

これからのもっと細かい工程表を出していただきたい。ましてもう2年目ですから、多分来年の3月くらいまでのことだったら分かると思いますので。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 現在行っている下水道施設の拡張工事を取り巻く今までの経緯と今後の見通しということでございますが、経緯につきましては、旭中央病院再整備事業及び面整備事業の拡大による浄化センターへの流入量の増加が見込まれることから、浄化センターの増設工事を平成20年度から4年計画で、中央汚水ポンプ場の新設工事を平成21年度から3年計画でそれぞれ整備計画に基づき進めているところでございます。

今年度におきましては、全体工程の最終段階を迎え、供用開始に当たり最も重要な水処理施設、ポンプ場の機械・電気設備工事を2か年工事で実施するところでございますが、しながら、請負業者の決定までの諸手続きを考慮しますと、実質工事日数は18か月でございます。そこで、請負業者はおおむね10月ごろに決定する予定でございます。

そして、実質工事日数18か月を踏まえた工事のスケジュールでございますが、工場における機器の製作を平成23年8月ごろに完了、現場における機器の据え付け工事を平成23年12月に完了、その後、総合試運転を行い、平成24年3月末に完成の予定でございます。

以上のことから、中央病院新館の開院と同時の下水道本管の中央病院新館との連結は極めて難しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 中央病院からの下水道料金はどのようなことを予定していたのか。加料と端末に入ってくる月々の排水量についての使用料の説明をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） その下水道料金につきましては、平成24年3月供用の予定でございますので、流入予定量につきましては日最大約1,000立米と予定しておりますが、下水道料金の算定につきましては、まだ実際に流入という実数がかめないところから、なかなかそこら辺の下水道料金全体像につきましてはちょっとなかなかこの場ではお答えできるような状況ではございません。ということでご理解よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、4回目ですけれども、今、下水道というのは旭市で毎年4億円を垂れ流しているわけですよ。早くドッキングすることによって多少でもそれがもっと広がらないということで去年の6月にも質問しているわけで、そのときには課長は早くしますと。現実にはやってみたら全然駄目では今の民主党の政治と同じじゃないですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 工事のいかに短縮が難しいかという例えでちょっとお話しさせていただきます。

中継ポンプ場が平成23年の発注で3か年計画の平成24年3月末の完了でございますが、新本館の完成と同時期の接続となりますと、3か年計画を2か年計画に、いわゆる工事期間を1年短縮するような絶対条件となります。それは中継ポンプ場の狭隘な現場条件等をかんがみますと急速施工に特化するようなことでございますので、建設中における事故を誘発しかねません。このような状況から、新本館の開院から下水道への接続が可能となる平成24年3

月までの間は現在の中央病院で使用している既存浄化施設を活用し、対応することが現在においての最善の方法と考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） はい、分かりました。

次に、母子福祉会の売上げと、納入業者の数と納入地域というのはどの辺のようになっているんでしょうか。もうちょっと詳しく、中央病院としては下部組織なものでお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 21年度の年間の売上げでございますけれども、2億9,900万円ということになってございます。

それから、納入業者ですけれども、こちらのほうとしては直接売店の納入等にかかわっておりませんので詳しくは承知しておりません。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 売店というのは、地域に密着した納入業者と勤務する方々の配慮が市立病院という公の場で、今、先ほどの回答ではもう母子福祉会に任せると言いましたけれども、じゃ、何で今年の1月ころからコンビニが入るって大騒ぎしていたんですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 先ほど申しましたように、新本館そのものが患者サービスの向上、職員の利便性向上ということを目的にしておりますので、そういった売店施設におきましてもそういったものを望まれるということで、これまでもいろいろ話し合いをしてきておりますけれども、当福祉会からは、職員の接客教育の充実、それから品切れ不足の解消、利用者へのサービス向上ということで、コンビニエンスストアと提携を行うということで聞いておったところでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） すべてが母子福祉会が売店とかそういうことについては全権を掌握していると。中央病院の翼下にありながら掌握しているということであれば、これからの運営

についてもすべて病院の上層部は口を出さないでやるということで理解してよろしいんですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 病院としては、売店については貸し出しをしておりますので、その細かな運営について、例えば病院の中で必要なものを置いてほしいとか、そういったものは申し上げてきましたけれども、これまでの個々の運営について、あまり内容について申し上げてきたことはございません。

ただ、新本館についての売店ということになりますので、これは今、先ほど申しましたように、基本的には母子福祉会が現在ありますので、そこに引き続きお願いをしたいと、こういう意向はございますけれども、やはり患者サービスの向上、それから職員の利便性向上と、こうしたものに十分応えていただきたいというこちらの考えがございますので、現在としては、母子福祉会からの新しい所でこういうふうにしたいと、こういう提案をお聞きして、その上で対応してまいりたいと、こういうふう考えているところでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、ぜひそのような方向で運営を母子福祉会にお任せして、いい病院にしていきたいと思います。

それと、その次の臨時職員の採用についてですけれども、たしか4年前の質疑の中では、今井部長は、総務省からの通達による臨時職員の解雇、またそのときに、3年もたてば人材派遣法も変わると答弁していました。4年間、人材派遣会社に利益をプレゼントしただけのことではなかったんでしょうか。それによって臨時職員が犠牲になっただけではないでしょうか。地元に関係のない事務局幹部が相当多くなっていることもこのような地元民を大切にしないことと関係があるのではないのでしょうか。

また、市長は、職員の人事交流を進めると答弁しておりますが、どのような立場の人がどのポストで交流を進めておるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 派遣の当時、確かにそういう派遣の拡大、規制緩和の流れの中で派遣がどんどん拡大されてきたと。こういう流れの中で、3年間の縛りも撤廃されるという期待も若干はあったのかと思いますけれども、病院といたしましては、先ほど申しました

けれども、急激な看護師不足、これを背景にいたしまして、看護師の増員がままならないので当面看護助手でカバーせざるを得ないと。こういう中で、臨時職員の長期化とか、こういった問題もご指摘を受けましたので、派遣の活用ということで対応したものだというふうに考えているところでございます。

地元を大切にしないとか、決してそういったことではなくて、公営企業ですので、公益性と経済性を考えて運営しているという中で、過渡的な人手不足に対応するという意味でやむを得ない選択をしたのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、市との人事交流ということですが、病院のほうでお答えしていいか分かりませんけれども、よろしいですか。

(発言する人あり)

○病院事務部長（渡辺清一）　じゃ、それは総務課のほうでお願いします。

○議長（林　一哉）　総務課長。

○総務課長（平野哲也）　職員の人事交流の関係でございますけれども、今年から、この前にもご説明したと思いますけれども、職員の研修の意味での交流ということで、職場交流というのはなかなかまだ制度が違う中で難しいということで、研修をメインにした交流ということで、今年から双方1名ずつ、市のほうからは病院の経理課に、それから市のほうへは財政課に1名、それぞれ若手の職員の交流ということで4月から実施をいたしております。

以上です。

○議長（林　一哉）　滑川公英議員。

○12番（滑川公英）　臨時職員の辞表提出が強制的であったと相当うわさされておりましたが、何名の辞表提出をしていただいて、本採用されたのは何名なのでしょう。

○議長（林　一哉）　滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一）　もともと臨時職員ですので期限を切った雇用ということですので、本来、辞表、退職願、こういったものは必要ないものと考えておるところですけれども、期限が来る前に念のためにということでとったというふうに聞いております。

それから、当時働いていたのはたしか48名ですか。それが、今回採用になっておりますのは35名ということでございます。

○議長（林　一哉）　滑川公英議員。

○12番（滑川公英）　では、本採用にならなかった人の13人ですか、その辺の立場の人のこ

れからの、もう終わっちゃっているわけですけども、どのようになったのでしょうか。

それから、そういうような採用についての今後の予定についてお聞かせ願いたいと思います。

それで、総務省通達の公務員削減5%ということで、4年前に市役所はなっているけれども中央病院はなっていないからということで人材派遣会社に派遣したというのが最初のスタートなので、今、本庁、それと中央病院はどのくらいのパーセントになっておるのか。この総務省の通達というのは全然関係ないのか、その三つ。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 臨時職員から採用にならなかった職員はどうなったのかということでございますけれども、これはもともと期限付きの任用ということで考えておりましたので、その後につきまして病院としては承知しておらないところでございます。

今後につきましても看護師の採用を最優先という形で考えておりますので、当面まとまった採用ということは出てこないのではないかとこのように考えております。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） 職員の削減の関係でございますけれども、国のほうは5%ということでしたけれども、私どものほうは定員適正化計画というのをご承知のとおり17年から22年までの5年間作りまして、その中で予定としまして65人の退職、削減ということで、たしか、パーセントは手元にはないんですけれども、6%以上の、ですから国を上回る予定を立てまして、さらにそれを上回る80人ということで目標は達成いたしているところでございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 病院におきましては定員適正化計画の対象外というふうに現在なっているところでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、行財政改革について。

地方自治体のトップは人事権も掌握しているので、どこでも自分の政策はすべて正しいと信じていると思います。私が言いたいのは、10月17日の東総運動場における体育祭。旧旭市では、昭和の合併後、昭和57年まで中央小学校グラウンドで開催されていましたが、事情がありましてだんだん集まらなくなってきたと。そういうようなことで58年から6地区の学区

ごとの地区大会となり、対抗種目の選手選考に難渋し、地区大会が廃止された地区もあります。私の住む共和地区の区長会では25年続いた地区大会を中止し、市長に協力し、東総運動場に参加の予定だそうです。しかしながら、一度中止すると復活は大変なパワーが必要です。地区の親睦の地区大会がなくなり、東総運動場で全旭市の親睦融和が本当に図れるのか、組織運営はどうなっているのか、また、予算の配分方法についても説明をお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、市民体育祭の問題がありまして、市長が決めれば全部すべてそのようにやれるのかなというような質問がありましたけれども、これまでいろいろな事業に携わってきたわけでありまして、どう解釈されるのかも分かりませんが、市長が一人で行政運営をやれるということは到底不可能でありまして、それはコンセンサスを作らなければならないという部分もあります。それから、その事業に対する思い入れといいましようか、それぞれ違うと思います。

そういうような中で、これまで準備委員会、そしてまた実行委員会と市民体育祭についてはかなりの議論をして、賛成だという人と反対だという人、いろいろあったわけでありまして、全体の市民体育祭をやりたいという気持ちは私の気持ちでありまして、それはそうでありまして、そのことによってどれだけの一体感ができるのかということは本当に分からない部分はいっぱいあるわけでありまして。しかし、私はそういったように考えておりまして、市民で1か所に集まってやれる行事、今、合併して何もありません。そういった部分の中で、ぜひこの体育祭はやっていただきたい、そんなような思いを語りまして準備委員会、実行委員会、何回もやってきましてそういった合意形成をしていただいたわけでありまして、かといってその地区の体育祭をやらないようにしろということは全然言いません。春にやれるかもしれませんし、また冬にやれるかもしれませんし、そういった部分では当然これから地区の役員会で話していただきたいと、そんなように思っております。

詳しいことは担当課のほうからご説明をさせます。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、体育祭につきまして、組織の運営はということでございます。

現在、実行委員組織を立ち上げたのは3月でございまして、第2回目の実行委員会を5月

31日に開催したところでございます。ここではプログラムが概括でしょうか、できまして、これから各種団体等とすり合わせを行いまして、できるだけ早くプログラムを固めたいなと思っております。

さらに、この体育祭は小学校区対抗ということで進めてまいります。早速この5月31日の実行委員会が終わりました、各地区の区長会との話し合いを進めていく準備を進めているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

すみません。予算のほうですけれども、3月の予算議会でもお示しいたしましたけれども、350万円の実行委員会への補助金ということで予算のほうは組まさせていただきます。

実行委員会のほうといたしましては、これを受けまして、各小学校区ごとにそれぞれ10万円のさらに補助を、区の組織の体制づくりということで10万円の補助を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 古いことを犠牲にして新しいことを興すより、今あることに集中すべきではないかと思うんです。特に私ずっと建設経済の委員会をやっていますけれども、財源の厳しいいいおかYOU・遊フェスティバルとか旭市市民七夕まつりにこのような予算は本当は振り向けていって、市民こぞってのお祭りであれば、やはり市長が言われるような、お祭り好きなので分かっていたかと思うんですけれども、古いことがこれによって多分消えちゃうような可能性があるかと。

もう一つは、これ多分9月から10月にかけてというのは、PTAの執行部、各地区の執行部というのは3回もやると思うんです。自分らの小学校の運動会をやって、それから区長会が主催する地区大会をやって、また今度同じ仕切りの中で全部1か月以内に3回も招集される。これ今、学区対抗と言いましたからね。その辺のPTA執行部に対するコンセンサス、合意もとっているんですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、ただいまのご質問ですけれども、先ほど答弁いたしました実行委員会議につきましては、13団体43名の構成で進めてきております。当然、今、滑川議員おっしゃいましたように、PTAにつきましてもご了解をいただいて進めているところでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 昨年度、地区体育祭を実施した地域は9地域だそうです。それらの地区の動向はすべて賛成になっているのでしょうか。

また、今言ったように、1か月以内に区長もPTA執行部も大変な心労が重なるのではないかと思いますので、本当にそのために融和が図れるのか。

また、その9地区以外の6地区ですか、その地区の動向ないし今までやっていなかった所には体育祭として、地区大会として予算が行っていなかったのか、それとも一律に行っていたのか、その辺も答弁していただければ。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、お答え申し上げます。

昨年9地区ということで、1地区はインフルエンザ等でできなかったわけですが、この各地区の区長会の説明会も実施をいたしました。各区長さん方のご賛成いただきましてこれからも進めていくわけですが、少し説明不足の点があったところは若干ご質問いただきましたけれども、大枠では、総論では賛成いただいておりますので、これからも推進をしていきたいなと思います。

それと、各区長さん方、これから大変だということで、もちろんそれを承知しておりますけれども、今度の体育祭につきましては、何というんでしょうか、もちろん地区対抗ということで小学校区対抗で行うわけですが、ただその対抗意識だけを前面に出すのではなくて、市民の方々に自由に参加をしていただけるような、種目につきましても半分はそういった種目を設けていきたいなというように考えております。いわゆる、あらかじめ種目の参加申し込みをいただくということではなくて、当日でもその枠の範囲内であれば参加していただこうと、こういうような取り組みを進めているところでございますので、なおかつ競技種目につきましてはそんなに大勢ではなくて、やはり100名程度の、小学生、中学生入れて100名程度の方を対抗種目として設定をしております。そういった意味では、一番多い所では25区あります。最低で4区、こういった所がありますけれども、この選手の選考につきましてはそんなに苦ではないのかなというふうに考えております。

それと予算面でございますけれども、やはり旧町からの引き継ぎ等もありますけれども、人口の差でもって地区体育祭へのスポーツ振興補助金につきましては若干差がありますけれども、ほぼ均一の形で予算のほうは補助金という形で交付をしているところでございます。

また、補助金を交付していない所もあるわけです。これは旧町、飯岡地区、それと旧海上地区、それと旭地区では富浦地区になるんでしょうか、こういった所も、今までもそうですけれども、今後も地域のスポーツ振興ということで軽スポーツの普及につきましては進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、次に移ります。

なるべく早い時点で周知徹底を図っていただきたいと思います。だいたいそういうようなことで疑念を持っている方が相当おりますので。

それから、2番ですね、守備範囲の中ですね。

すべてのことは市長に通じますので、行政改革推進課には限界があると思うんですよ、上にトップがいるので。まちづくりサポーター制度や行革推進委員会の提言というのはどのように反映されるようなシステムを作るのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） まちづくりサポーターについてはちょっとおかせていただいて、行政改革推進委員会ですが、決まりの上では、行革の案を示す、あるいは今度の行革をどう作ろうかというようなご相談を申し上げ、委員会のほうからさまざまな提言をいただくということになっております。いわゆる諮問・答申の団体ではないということで、ご意見を伺う委員会であるという位置づけであります。

それで、現第2次アクションプランにつきましてはいろいろ案を示した中で幾つか提言もありましたが、あいにく2次のアクションプランに取り入れられたものはないというふうに引き継いでおります。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 入札改革を断行して落札額が最低限度価格すれすれまで落ちましたが、先ほど同僚議員の日下議員が言われましたように、工事内容の違う解体工事に幾つもの落札価格が小数点以下第5けたまで同じなのは誰が見ても疑念を持たれて当たり前だと。先ほど副市長は答弁されましたが、本当に三つも四つもこれ全部偶然ですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございます。先ほど日下議員の質問にお答えしました。そこまで、先ほども言いましたけれども、お互いの信頼関係でやっているんでしょうよ。たまたま一緒になったんですよ。それはしょうがないことでしょうよ。私のほうに言ったってどうしようもないですよ、それは。結果としてそうなったんですよ。そこで理解してくださいよ。お願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 旭市でお願いしている協議会とか審議会には重複しておられる方々が1人5役とか10の役などと大勢おられますけれども、これからの旭市を背負っていく30代、40代の方々の考えを反映できるような組織を構成すべきではないのでしょうか。学識経験者と言われていつも同じようなメンバーがどこの委員会とか協議会にも入っているというのはどう考えてもおかしいと言われていると思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
副市長。

○副市長（増田雅男） ご提案ありがとうございます。確かに各種審議会、うちのほうで選任するときにはなるべく若い人ということでは検討しております、そのたびごとに。ただ、なかなかやはり手を挙げてくれる方もおりませんので現状のような形になっておると思いますけれども、ただいまご提案いただきましたように、これからはそういう方向で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございます。

では、3番目の道路、学校、消防署、消防団の再編について。

最初に、道路なんですけれども、少子・高齢化で人口減になっていく中で、JRをまたぐ3路線は最終的にはいつ開通するのでしょうか。

それで、開通後の車や人のシミュレーションないしは経済波及効果についてはお調べになっておるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。
建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、JRをまたぐ工事の3路線ですか、うちのほうで該当しているのは2路線なんですけれども、取りあえず旭中央病院のアクセス道路、これは一応23

年度中に開通できたらなと思っております。

あと、また新たに計画しています飯岡海上連絡道路ですけれども、これは26年度が一応完成予定になっております。

あと、海上飯岡連絡道路の交通量の関係ですけれども、これはあくまでも交通の予測なんですけれども、推定値でありますけれども、現在の交通量は900台から1,000台の1日交通量がありまして、整備後の交通量は1,500から3,000台ぐらいを予定しております。これはあくまでも周辺からの道路の交通量から算出されたものの推定値でありますので、実際にはちょっと変わるのかどうか分かりませんが、取りあえず推定値でこのような形で予定はしております。

以上です。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 私のほうからは南北線の中の谷丁場遊正線につきましてお答えいたします。

この谷丁場遊正線は52年6月18日に都市計画決定された都市計画道路でございます。延長は、広域農道を起点に、国道、JRを横断いたしまして市役所通りまでの2,970メートルの区間でございます。昭和62年度に事業認可を取得いたしまして整備を開始しておりまして、この路線につきましては、平成24年度までまちづくり交付金の干潟地区の基幹事業として整備を進めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） この道路につきまして都市計画決定した背景というのが若干ございましたので、そちらのほうをご紹介したいと思います。

126号線の混雑緩和というのがまず1点目でございます。それから、主要地方道佐原椿海線、ちょうど一番西側の地域の道路になります。これの主要地方道佐原椿海線の混雑緩和。それと一方では、県道旭小見川線、これも一応視野に入った中で、これらの混雑を解消するため、時代に適応できる道路網の見直しを行うために都市計画を行っている、このような形で当時の書類には記載されております。

一方で、この間、あさひ鎌数工業団地のB地区、これが昭和61年3月に竣工いたしておりまして、企業誘致活動が始まりました。また、その後の平成10年には新産業パークC・D地区も竣工いたしまして、企業誘致の面におきましても工業団地周辺のさらなるインフラ整備、

こういったものが必要性があったと、このような形で考えております。

ですから、将来的には南北線として、市の西部地区における南北線の基幹道路として産業の振興にも寄与されるんじゃないか、このように期待しております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○都市整備課長（伊藤恒男） 数値はございません。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 答弁漏れがありますので、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 南北線、ちょっと手元に資料がございませんので、後で回答したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(発言する人あり)

○建設課長（北村豪輔） はい。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） JRへの委託料というのは3路線ともどのくらいの金額なんでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 旭中央病院のアクセス道の関係ですけれども、これは取りあえず委託料は1億5,504万3,000円です。あと、飯岡海上連絡道路ですけれども、今のところまだ試算の関係ですので、これはあくまでもJRに正式に委託をしないとJRのほうでは幾らかかるという形の予算計上はもらえないんですけれども、従前に海上地区でやりましたトンネルのときの予算が5億円ということですので、一応予算的には5億円ということで計上してございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 谷丁場遊正線についての事業費について申し上げたいと思います。

先ほど建設課長のほうから話がありましたように、旭中央病院アクセス道南北線より1年ないし2年程度事業期間が遅れています。そういった中で、現時点では総事業費をまちづく

り交付金事業として13億5,000万円見込んでおります。

今、用地買収が七十六・七%まで進んでおりますけれども、これから正式にはＪＲと橋台の協議等に入ってまいりまして、最終的には上部工の協議に入るわけですが、具体的にはまだそこまで設計をしてございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○１２番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、学校について。

３月議会でも、一番の、飯岡中の移転先ということは津波に対する安全のためにと、それがメインになっておりましたが、今かも分からないですよ、津波なんていうのは。きょう来るかもしれない、あす来るかもしれない中で、何で津波の対策であれば早くやらないんですか。こんなのは３年も４年も先まで児童・生徒の安心・安全のためにほうっておくんですか。これが一番おかしいと思うんですよ。本当に安心・安全を考えるのであれば、一番先に、今の時点でもう例えばしっかりした基礎をやってあればそこでも大丈夫じゃないでしょうか。津波のために理由を移転先だと。去年聞いた中では、二中の工事の劣悪な条件から比べればずっと飯岡中はよかったわけです。１人当たりの使用する運動場にしても、片方は今でも100平米あるんです。二中は34平米しかないんです。そういう条件の中で、最終的には津波対策のためにということで去年の３月の議会でもそのように答弁しているし、今年の３月でもそうであったんだしたら、なぜ早くやらないんですか。行政として、飯岡地区の父兄に対して、なおかつ生徒に対しておかしいんじゃないですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、私の答えられる範囲でお答えいたします。

今のお話、分かりますが、学校整備は、先ほどもお話ししたとおり、施設そのものの危険度といいますか、そんな形で順次計画をしてまいったものでございます。結果、たまたまこういう形で飯岡中の部分が遅れている形になっております。

また、津波の関係でございますが、津波だけでなく、今までも説明あったように、津波、また交通安全の問題、その他問題あるということで、まず移転のほうが最良な形として考えられたものでございます。

文部科学省の方針にも、これまでの説明もございましたように、まず学校の場所というのはできるなら、最重要な課題としましては危険な場所じゃない所、がけ崩れ、津波、そのよ

うな条件じゃない所というのが載せられております。せっかく学校というものを、多分10年、20年で建築ももちろんそんなにすぐかえるものでもございませんし、学校の場所そのものを大きく移すということはなかなかすぐにできることではないと思います。これからの将来50年、もっと先を考えましても、移転しての改築が一番ベストという形で方針定められて、場所もあそこがいいんじゃないかと、それで進んできておりますので、大変今、学んでいる生徒たちには心苦しい思いはしております、担当といたしましても。その場所で一生懸命改築のほうを進めたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 3分

再開 午後 2時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

ただいま答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、先ほどの旭中央病院の南北線の交通量ですけれども、現況の交通量は新設道路ですからゼロですけれども、整備後の交通量としましては、推定値ですけれども2,700から7,000台を計画しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、袋公園の入り口についてですけれども、先ほども答弁をいただきましたけれども、3月議会では、課長の答弁では本人からの申請と。先ほどの午前中の日下議員への答弁には代理人と答弁しております。また、11時17分に課長は本人の申し出と、同じことを答弁しております。どれが正解なのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

3月議会のときには本人の申し出、確かに申し上げました。先ほどは代理人ということで

申し上げました。一般的には、代理行為というのは合法の中で認められている行為であるというふうに認識しておりますので、私どもとしては、申請というものが代理人を介してきたとしても、それは本人からの申し出ということで理解をしておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 上申書の中には手数料が入っているんですよ。ということは、これは本人じゃなくなっちゃうんじゃないですかね。

売買手数料というのは400万円以上については3%プラス6万円というのが基本だそうです。これだとべらぼうに高い金額になっていますけれども、手数料を取るということは、この人に、この会社にすべてが動いたというようにとれないのでしょうか。その1点。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

まず、最後に手数料のお話がありましたけれども、手数料については、基本的には民間の取引にかかわるものというふうに承知しておりますので、内容についても承知は一切いたしておりません。

また、あくまでも個人の問題であるというふうに認識しておりますので、ご理解をお願いしたいということであります。

それと、本人と代理人という関係でありますけれども、宅建業法の許可をとっているという前提の中でそういったご商売があるわけでありまして、そちらのほうの方が代理として見られることはこれに限らずほかの物件でも多々あります。例えば建築基準法の届け出をする場合には建築士がこちらのほうにまいて届け出をしておりますので、それもあくまでも申請は本人ということで私ども事務処理をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、簡単に言うと二枚舌を使われたということでもいいですね。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） ただいまのご質問の趣旨がちょっと分からないんですが、本人と代理人ということでお答えさせていただきますれば、ただいま申し上げたように、当然な

がらそういった法の手続きにのっとった中で民間取引でもそういったものがあるわけであり
ますので、その手続きの中で民間同士で行われた行為であって、私どもとしては基本的には
本人からの申請ということで事務処理をしているものであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（林 一哉） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。一般質問を行います。

私は大きく分けて5点について質問いたします。

まず初めに、袋公園進入路について、なぜ必要であったのかについてお尋ねをいたします。
これは3月に引き続いての質問であります、私の前にもう2名の議員が質問いたしております
ますが、これはあまりにも不可解、そして不可思議だからであります。

袋公園1期、2期と分けて計画され、1期工事が始まったのが平成13年、今年が最終年度、
そして2期工事でも平成19年度から始まる予定でしたが、前伊藤市長、急遽先延ばしをしまし
て、最終的には事業を取りやめましたが、このときは県の、そして市の担当者もだいぶ頭を
痛めたようです。簡単に取りやめるということは、全く必要でなかったということです。

そして、本来であれば一番大事な進入路、1期の事業、そして2期の計画にも全く必要と
しなかった理由は何なのか。また、買い取り申し込みの中で利便性ということの大義名分で
ありますが、出入り口は多いほうがよい、しかしまた、逆に管理、交通安全対策のこともあ
ります。そして、貴重な税金を投入するわけですから、誰が聞いても納得のいく計画変更の
説明責任が必要であります。それらの話し合いは、どのような中で誰と誰で話し合いが持た
れたのかお尋ねをいたします。

次に、取得に至るまでの経過についてお尋ねいたします。

詳細な説明と同時に、これは都市公園でございまして国の補助対象にもなります。また、
税金面でも5,000万円という大きな特典がありますので、なぜ事業変更しなかったのかお尋
ねします。

次に、3番目として、予算並びに会計処理をどのようにしたのかお尋ねします。

2点目の行政改革について。

まず初めに、行政改革推進課の役割についてお尋ねいたします。

行財政改革、国も地方も声高らかに掲げていますが、これは新しくて古い言葉です。坊主の朝の役目の勤行と同じで、ただ唱えるだけ、聞いたほうも馬耳東風、いつも行革のかけ声だけです。

5年前の合併は行財政改革の究極の選択肢であったわけです。それが逆に今、借金が増え、行革も遅々として進まない。今や我が旭市の借金は県内のワーストファイブ、近隣の市町村で一番悪いのが実態です。もう行財政改革待ったなしです。

新しく行政改革推進課ができました。想定どおり、まず初めに手がけたのは市民の集い、そして憩いの場である公共施設の問題であります。それより、隗より始めよで、市民目線の内側からの改革、それができなければ、課を作っただけでただのパフォーマンスで終わってしまいます。課はどのような役割を担っていくのかお尋ねをいたします。

次に、職員と臨時職員、また外部委託についてお尋ねします。

アクションプランにも、類似団体と比較し、依然多いと示されています。何人くらい職員が多いのか。そして、合併によって本来なら事業分量による効率のよい人員配置が可能となり大幅な人員削減ができるわけですが、事業分量を把握した中での人員配置をどのようにしているのか。また、今年もほぼ3人採用していますが、将来を見据えた柔軟性のある職員採用をどのように検討したのか。いずれにしても合併時から比較して減ったのは確かです。しかし反面、その分、臨時職員、事業の管理委託、そして業務の委託が増えているように見受けられますが、その推移はどのようにになっているのかお尋ねします。

次に、財政改革についてお尋ねします。

よく3割自治と言われますが、我が旭市、税源移譲があっても、3割を大きく下回って2割5分、これがなかったら2割を下回ってしまうかもしれません。そして、黙っていても増えるのは臨時財政対策債の借金、3月末で約93億円。この借金、年々大幅に増えています。幾ら全額交付税措置されるといっても、何ら担保のないもの、そして、今の財政、借金の返済を上回る大きな借金。健全な財政運営のための考え方についてお尋ねいたします。

次に、大きな3番目として、中央病院の雇用問題について。

まず、たび重なる雇用の変更についてお尋ねします。

雇用問題、今、社会問題化しています。サラリーマンにとって職場替えだけでも不安です。それが生活に直結する雇用となればなおさらです。病院は、今から4年前、臨時職員約100名を人材派遣会社に籍を移し、これで病院も働く人も磐石だと大見得を切りました。その口

の乾かないうちに臨時職員に、そして正職員にと、たび重なる雇用の変更の理由は何なのか。

そして、正規雇用、これは国の定めていることであり、実情に合えば市は率先すべきものでありますが、市長が代わったらすぐに、市でも取り入れていない雇用方法の改定に伴う男・女はもとより、年齢制限をなくした採用の方法、この中央病院の職員の募集はどのようにし、何人の応募があり、何人採用したのか。

また、この採用された中に市長の子どもの嫁が採用されたと市民の間で大きな話題となっていますが、これは本当かお尋ねします。

次に、大きな4番目として、旭市の土地開発公社についてお尋ねいたします。

まず初めに、設立の目的と業務方法についてお尋ねします。

土地が年々値上がりする土地神話の中で、地域の秩序ある整備を図るために昭和の佐藤内閣時代に法律ができ、全国で1,000、県内でも21ほどの土地開発公社が設立されていますが、時代が変わり、民間の景気が悪い、当然自治体の財政も厳しい中で、売れない、つまり塩漬けの土地を大量に抱えて自治体の財政そのものに影響を与えている所が今多々出ているようですが、我が旭市にも土地開発公社がありますが、設立の目的と定款、そして業務方法等についてお尋ねいたします。

次に、2番目として、現在の土地所有面積と簿価、どのくらいあるのかお尋ねいたします。

3番目として、定款での業務方法に違反する土地の面積と簿価、どのくらいあるのかお尋ねいたします。

4番目として、時代が変わり、土地が年々値下がりしている中、当初の目的は達成していると思いますが、そういう中で存続するのかお尋ねいたします。

次、大きな5番目の消防団問題についてであります。まず、消防団長の決め方についてお尋ねします。

消防団は、地域の火災はもとより、防災の担い手として重要な役割を果たしています。しかし、少子・高齢化、サラリーマンも多くなり、日ごろの活動、そして緊急時の出動も難しくなっています。

その消防団役員改選の年に当たり、新しく消防団長が決まりましたが、その決め方、また経過等について、任命権者であります市長にお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わり、後は自席で行います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、お答えを申し上げます。

まず、2番目の行政改革について、行政改革推進課の役割についてということでお答えをいたします。

滑川議員にも説明をいたしましたが、合併からこれまで第1次行政改革アクションプランに基づいた行政改革に取り組んできたところでありますが、国の財政支援の終期を見据えた中、将来にわたって行政サービスの維持あるいは向上を図っていくためには、合併によるスケールメリットを生かした行財政の効率化、行財政改革が必要不可欠であることから、今後においても不断に行政改革に取り組んでいく必要があります。このため、本年3月に策定した第2次行政改革アクションプランに基づき、これまで以上に積極的に改革を推進していくために専任の部署を設置したものであります。

行政改革推進課の役割でございますが、合併後5年が過ぎ、これからの5年間はなお一層改革推進に厳しい状況が続くと思います。そのために改革の推進役として、行政改革に関するさまざまな課題について担当課との調整を図りながら第2次行政改革アクションプランに基づく改革の進行管理を担ってまいります。

また、当面の優先的な取り組みとして、現在見直し作業に着手しております公共施設の見直しをはじめ、組織・機構の再編に関することや未利用資産の処分に関するを中心を検討・推進していくことになっております。

次に、財政についてお答えいたします。

財政の質問の中で、臨時財政対策債を借りなくてもよいような財政運営はできないのかということがありました。私も高橋議員がおっしゃられるようなことを就任当初、執行部にも言いました。臨時財政対策債を借りないで財政運営ができないのかと、そんなような思いを聞いたわけでありますけれども、しかし残念ながら、現実としては臨時財政対策債を借りないで財政運営を行うのは難しいというのが今の旭市の状況です。

高橋議員もご案内のとおり、この臨時財政対策債は国の地方財政対策として平成13年度から始まった制度でありまして、国は地方交付税と一体的に扱っています。ですから、その償還財源については後で交付税に100%算入することとされているわけでありまして、実質的な市の負担はないわけでありますから、予算を編成していく中で、財源が不足している現状においてはこの臨時財政対策債を活用せざるを得ないというのが正直なところであります。

確かに臨時財政対策債に依存はしていますが、だからといって旭市が財政健全化に何も取

り組んでいないというわけではありません。その辺のこともきちっとこれから財政運営のあり方として精査、検討を加えながら努力していくつもりであります。

次に、土地開発公社の存続についてお尋ねがありました。

土地開発公社の機動的な能力により、必要となる事業用地を事前購入しておくことで市の事業の円滑な推進を実現することが図られると思っております。このことから、現在も土地開発公社は公共事業の円滑な推進に寄与するとの使命を失っていないとの認識により存続が必要と考えているところであります。

また、消防団長の決め方ということについてお尋ねがありました。

消防団長の任命については、旭市消防団条例第4条において、消防団の推薦に基づいて市長が任命することとなっております。今回の団長選任に当たっては、複数の方を団役員、団員から推薦を私のほうに受けました。私は、複数ということで、消防団で1人にまとめてほしいと一本化を促しましたが、まとまらなかったということで、3月27日に団長、副団長を招集して会議を開き、私のほうから任命をいたしました。

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えをいたします。

大きな1点目の袋公園進入路についてお答えいたします。

なお、1点目のなぜ必要であったのか、2点目の取得に至るまでの経緯については関連がございますので、併せてご答弁をさせていただきます。

なお、この質問は先ほどから日下議員並びに滑川議員のご質問にもお答えしておりますので、多分に答弁内容が重なる部分があるかとは思いますが、ご理解をお願いいたします。

改めて申し上げます。昨年1月に、袋公園に隣接する土地所有者代理人から公拡法に基づいて土地の買い取りの協議を申し出たいとの相談があったと伺っております。この制度は、都市計画区域内の一定面積の土地を市町村に買っていただきたいという希望を、これは任意の希望であります。知事に対して申し出ることができる制度でありまして、市はこの申し出を受けまして、市長は、市が買い取りを希望する旨を知事に進達しまして、申し出地の買い取り協議を行う団体として指定を受けたものでございます。

いつ、誰がという話でしたが、後ほど申し上げたいと思います。

その理由は、先ほど来から申し上げておりますが、都市計画公園の区域外ではありますが、

現状から、袋公園に近接するこの土地が活用できれば公園利用者の利便性にもつながり、市の有益になると判断したものと伺っております。

ただし、その際、登記簿には所有権以外の第三者の権利が設定されておりましたので、土地所有者に対しては、所有権以外の権利がすべて抹消されなければ市は申し出のあった土地を取得することはできないということを申し上げてきたものであります。

その後、5月であります。土地所有者本人から直接、抹消できることになったとの連絡がありましたので、その事実関係について担当する司法書士に確認をいたしましたので、あくまでも所有権以外のすべての権利が抹消されることを条件といたしまして5月15日付で土地売買契約を締結したものでございます。

その後、5月25日に法務局におきまして所有権以外のすべての権利が抹消されていることを確認できましたので、同日、所有権移転登記を嘱託をいたしまして、登記完了後の5月29日に相手方の指定口座に土地代金を支払ったものでございます。

ご質問の中でご指摘がありましたけれども、仮登記につきましてはあくまでも土地所有者本人の問題であるというふうに考えておりますので、これらの権利がすべて抹消されなければ市は取得はできないというものであります。

それから、ご質問の中で、いつ、誰が決めたのか、どのように決めたのかというご質問がございました。

昨年の1月から3月という手続きの中で、残念ながら私、昨年4月から引き継ぎを受けておりましたのでその場にはおりませんでしたが、当然に当時の市長や副市長並びに関係課の皆さんが協議の中で方向性が決まったものというふうに考えております。これは、先ほど来ご質問にお答えしておりますが、単独事業であって一般財源を使用するということが当然ながらあるわけでありまして、これらが重要な要因にもなると、このように思っております。

それから、なぜ事業変更しなかったのかというご質問がありました。

この件につきましても先ほど日下議員のご質問にもお答えしておりますとおり、この事業につきましては、都市公園事業としてではなく、袋公園の附帯事業として取得し、整備を行ったものでありまして、先ほどご答弁したとおりでございます。

なお、仮に都市計画変更ということになるとすれば、やはり一定面積以上というものが想定されます。一定面積となれば、当然ながらヘクタール単位であると。午前中の一般質問の冒頭でも袋公園についての経緯を申し上げましたが、やはり1ヘクタールから2ヘクタール、3ヘクタールという区域の面積が都市計画の変更という前提になりますし、また、これらに

ついて、要は都市公園事業として補助採択を受けるには、やはりそれ相当の規模の面積が必要であるということの中で、先ほども申しましたとおり、一般財源を使用させていただく中で取得し、整備をしようということになったものと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、私のほうからは、大きい2点目の行政改革についての中の2点目でございます職員と臨時職員の推移、また外部委託についてということでございます。

まず、職員の推移について申し上げさせていただきますと、これは滑川議員のときもあったんですけれども、平成17年度に職員数は851人いました。それが22年4月1日現在では771人ということで、80人の削減を見ております。これは、先ほど率を申し上げませんでしたけれども、率にしまして9.4%の減でございます。こういった中で年々職員が減る中で、各課等のヒアリングをしながら適正な配置というものを行ってきたというところでございます。

それから、臨時職員の増はということでございますけれども、臨時職員の推移ということでございますけれども、臨時職員につきましては17年合併前の資料はございませんので、18年と21年で比べますと、臨時職員につきましては23人の増という形になっております。

それからまた、これら人の関係しますところの部分で外部委託、どういうものかということでございますけれども、申し上げますと、一つには平成20年に干潟保育所の指定管理者制度の導入、それから21年度の後半からは第1給食センター調理業務、この調理員の部分の業務委託、それから同じく水道課におきましてはお客様センターということで、これも業務委託をいたしております。また、学校の用務員の業務の委託というのは、これは従来からやられていたんですけれども、これも年々行われまして、これらのことにつきまして外部委託を実施してきたというところでございます。

それから1点、人員削減の中で類似団体と比較してどのくらい多いんだというお話がございました。類似団体のデータは全国データですので20年4月1日現在しかございませんので、それと比較しますと、私どものほうのあれを置きかえますと、その時点で、20年4月1日現在では31人多かったということですが、その後、21年にさらに19人の減、それから22年4月1日で8人の減ということで、その後27人減になっておりますので、実際には1けたの位で多いということです。4人くらいですか、今、実質増は。多い分は4人程度ということになっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） では、私のほうからは保育所の職員の推移ということでお答えさせていただきたいと思います。

保育所の職員につきましては、平成18年度116人ということでおまして、今年度は101人、トータルで15人の削減ということになっております。その中で保育士につきましては、97人であったものが88人ということで9人の減としております。調理員が18人であったものが12人で6人減ということで、推移ということではそういう流れになっております。

それから臨時職員につきましては、産休代替とかといった部分を除いて常勤的な臨時で答えいたしますと、18年度は44人、今年50人でございまして、18年度から見ると6人の増加ということになっておりますが、保育士は33人で、18年度と全く人数は変わっておりません。臨時の増えている部分は、調理員の退職補充をしないことによる6人の増ということでございます。

それで、今年保育士をなぜ採用したかというお尋ねでございましたけれども、干潟保育所を指定管理に移行いたしました。それでもなお保育士が不足しているという状況はご存じだと思いますけれども、保育士総数の約3割が臨時職員という身分でございます。であるために、保育所によっては、その人員配置上、4割ないし5割近い職員が臨時職員になってしまうといったようなことがありまして、その施設の管理上好ましくないということで採用したのではないかというふうに思っております。

それから、もう一つ大きな要素といたしましては、保育士の配置を手厚くしなければならぬ未満児、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、3歳児ということが大変入所が増えておまして、一般のただ人数でその保育士の数を比較するということではなくて、未満児が非常に増えているという中で多くせざるを得ない、手厚くしなければならないという部分の要素の一つ。

それともう一つは、ここ数年、障害児、障害児という言葉はちょっとあれですけども、若干障害を持ったお子さんの入所も増えております。そういったことで、保育士がどうしても手間がかかってしまうということがありまして、22年度は採用をお願いしたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 説明をしたい旨の意思表示がありますので、発言を許可します。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 大変失礼いたしました。

1点目の袋公園進入路についての3点目、予算並びに会計処理について答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。

当該地にかかわる予算であります、平成21年度の当初予算には計上してありませんし、また6月補正予算にも計上しておりません。これは、この土地の取得過程が公拡法に基づく事務手続きによりまして昨年3月から5月にかけて行われておりますので、年度末並びに年度始めということもありまして、結果として予算を調整するいとまがなかったものでございます。

用地費の予算につきましては、市の土地開発基金条例を活用する中で公拡法の手続きにのっとり先行取得したものでありまして、契約日が5月15日、登記完了日が5月25日、支出が5月29日でありますので、6月の補正予算に計上するいとまがなかったものでございます。

また、この件につきましては、第2回定例会の6月議会における所管の常任委員会におきまして、土地の取得経緯並びに今後の予算の調整時期や整備概要、供用開始時期等につきまして経過説明を行ったところでございまして、そして第3回定例会の補正予算に当該地にかかわる公有財産購入費と工事請負費を計上いたしまして年度内に整備を完了したものであります。

なお、土地開発基金の会計処理につきましては、私、所管ではありませんが、一般会計と同様に財務規則が適用されるものでございます。

以上でございます。申し訳ありませんでした。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院についてのお尋ねの4点についてお答えさせていただきます。

まず、雇用形態の問題でございますが、先ほど滑川議員にもお答えしましたけれども、最近の急激な看護師不足が背景にあるものというふうに認識しております。当院におきましても平成15年から看護師の増員というものがなかなかできないという状況になりまして、看護助手でその分のカバーをせざるを得ない状況であったということでございます。一方、臨時職員が長期化するというところについていろいろご指摘もいただきまして、規制緩和の動きの中で派遣制度の活用を図ったということでございます。

20年度には3年間の派遣期間の満了を迎えるということで業務の見直しを行い、外部委託できるものを委託して、残る部分について1年を超えない範囲の中で次の対応を考えるとい

うことで臨時職員の採用を行った経緯がございます。こうした経緯から、昨年度、看護師確保の状況を見ながら、今後の業務を精査いたしまして必要な人数を採用試験を行って採用したということでございます。

それから2点目の、年齢制限を外した、あと採用方法ということでございますけれども、市町村総合事務組合が行っております一般行政職員の採用を除いては、現在、病院といたしましては採用試験においては年齢制限を設けていないというところでございます。ですから、定年までは応募できるという取り扱いをしております。

具体的な今回の採用方法につきましては、1次試験、作文と教養、それから2次で面接を行いまして、その総合点で判定を行っているところでございます。

実際の応募のほう、ちょっと今、正確な手持ちありませんけれども、約50人ほど来たように記憶しております。採用は35名ということでございます。

最後に、今回の採用者の中で市長の近親者がいるかのお尋ねでございますが、結果としては事実でございます。これは、採用は、応募者の中から職員としてふさわしいかどうかを判断した結果というふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、私のほうから土地開発公社につきましてご答弁申し上げます。

4点ほどご質問のほうありましたが、四つ目の存続について、これにつきましては市長のほうから答弁ありましたので、私のほうから3点につきまして答弁申し上げます。

まず、1点目の設立の目的と業務方法ということですが、公社の設立目的としましては、定款の第1条、この規定で、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と市民の福祉の増進に寄与することとされております。

次に、業務方法につきましては、旭市土地開発公社業務方法書に業務運営の基本方針ですとか予算の事業計画及び資金計画などの方法について定められております。

二つ目のご質問の現在の土地保有面積と簿価ということですが、現在の土地保有面積と簿価につきましては、報告第6号でご説明申し上げましたが、平成21年度末現在で土地保有面積が2万3,048.59平方メートル、簿価につきましては4億7,911万9,541円となっております。

続きまして、3点目の定款に違反する土地面積と簿価等についてということでございます。定款に違反する土地面積と簿価等についてのご質問の趣旨でございますが、1点目は、公

社業務方法書の第3条第3号、これに関しまして、取得後5年を経過し具体化されていない物件ということで申し上げますと、面積は2,189.49平方メートル、簿価は1億6,544万4,705円でございます。

次に、第7条第2号に関しまして、取得後10年以上経過した土地の面積と簿価についてお答えいたします。基準日を平成22年3月31日といたしますと、面積は1万7,727.32平方メートル、簿価については2億6,833万6,088円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 答弁漏れがあるんですね。袋公園進入路がなぜ必要だったかの中で、1期、2期にも全く必要としなかった理由は何なのか。それから、新しく進入路を買いましたね。その際はなぜ必要としたのか、その辺詳しく。それで、誰と誰で話し合いをしたのか。

これは信頼では済まないと思います。当然、行政継続の中でその辺の説明を受けていると思いますので、説明いただきます。

○議長（林 一哉） 答弁漏れについて答弁願います。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 失礼いたしました。

私としてはご答弁申し上げたつもりであるんですけども、いつ、誰が決めたのかということにつきまして、先ほどご答弁したとおり、昨年1月から3月にこういった手続きが行われている中で、当然ながら当時の市長並びに副市長、関係する、どなたが関係したかはちょっと私は承知しておりませんが、そういった中でこういった事案について方向性が決められたと、このように理解いたしております。

それから、なぜ必要であったかということですが、これも先ほどの経緯の中で申し上げておりますけれども、公拡法の申し出を一つの機会としてとらえる中で、このような先ほど今申し上げたような関係、市長を含めた関係する方々が当然ながら協議をされたというふうに理解しております中で、この土地が活用できればということの中でこの土地が必要であるというふうに判断されたものと考えております。

以上であります。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 午前中の日下議員のところで袋公園の整備の経過、経緯につき

まして申し上げたと思います。その中で、平成13年3月に現在の都市計画公園としての都市計画決定をしているというのは午前中ご答弁申し上げました。そのときには11.7ヘクタールとすると……

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 3時 2分

再開 午後 3時17分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。私の理解不足で答弁ができなくて申し訳ございませんでした。

先ほどの、なぜ事業計画の変更をしなかったのかというご質問に再度お答えさせていただきます。

袋公園は、午前中のご答弁でも申し上げましたように、袋公園の西溜、東溜の中通りから順次東側にかけて整備を行ってきたものでありまして、当時は西側からの入り口というのはあまり考えられていなかったと。平成13年に都市計画の変更を行っているとお申し上げましたけれども、その際に、従来から桜まつりを行っている中で、南側に広げたときに西側からの入り口というものが非常に重要視された時期がございました。実際に個人の土地をお借りして、桜まつりのときに非常に市民に喜ばれていたことは承知しております。

このときに西側についても考慮して、また変更についても考えるべきではなかったのかというご提言をいただいたというふうに理解いたしましたので、今後につきまして、これを一つの課題といたしまして、私のほうでもこれからまたどのような形で整備をしていくのがよろしいのかということとしっかりと検討をしていきたいと、このように思いますので、ご提言として受け止めさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今、答弁いただきましたが、皆さん頭脳明晰な課長さん方でございますので、これからは問題の起きないような対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に、売り渡し申し込みの件でございますが、公拡法の中で1月に申し込みが出たということです。本来であれば、この公拡法の中では、4条で土地を有償で売り渡そうとするときは、当該土地が所在する市町村、ですから旭市の市長を通じて県知事に届けると。そして、県知事は今度は、第6条にありますが、当該届け出にかかわる土地の買い取りを希望する地方公共団体等のうちから買い取りの協議を行う地方公共団体を決めると。そういう中で、今度は3週間という問題があるわけです。そして第8条では、土地を地方公共団体以外、この届け出をした人ですね、土地を地方公共団体以外の者には売り渡してはならないと、3週間はと、こういうことがあるわけです。

そういう中で、本来であれば1月に申し出があればなぜ売り渡し申込書を作ってもらわなかったのか。そしてまた、本来であればその書類が出たら旭市だけで協議するんじゃなく、本来なら県に、旭市で買う買わないは別にして県に届け出するわけですね。それを旭市で協議した中で、今度は買うということで決まったからでしょう、12日に申出書を作りまして、今度は16日に許可が出ておりますが、3月12日といいますと木曜日なんです。それで、16日に許可が出たということは、木、金、月、3日、こういうことなんです。そういうことは、よく役所の仕事は遅いと言われるけれども、まさに迅速な対応をしたわけですね。この辺はどういうことであったのかお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えをいたします。

まず1点目に、1月の段階で申出書を受けなかったのかというご質問でありました。

これにつきましては、冒頭から申し上げておりますように、相談があったというふうに伺っているわけでありまして、今年の3月の一般質問でもお答えしましたが、公拡法の申し出というのは任意の申し出というのは先ほど申しましたが、市が買い取りの希望をするかしないかというのが大きな分かれ目になるわけでありまして、また、他の地方公共団体ということもまれにしておりますけれども、基本的にはやっぱり当該市の中というのが一般的な例であります。

この協議の申し出を受けるか受けないかということの判断をこの1月から2月にかけて行

っていたものと。それが先ほどご質問あったどのような形で決められたのかということに関係するんじゃないかと思います。

それから、旭市がその買い取り希望の申し出を受けるという判断をしたというのは先ほどご答弁しております。

それから、公拡法8条では土地の譲渡の制限というものが定められている。これも私のほうでは承知をしております。譲渡の制限というのは、法で言う、先ほどご答弁しましたように、6条1項の通知を受理した日、これは申し出が3月12日で通知を受理した日が3月16日でありますので、法解釈で大変恐縮であります、この8条の適用がされるのは3月16日から起算して3週間ということで理解をしております。

それからもう一点、申し出から決定までの期間がすごく早いのではないかと、こういうご質問がございました。法律上では確かに行政手続き、これは公拡法で定めておりますが、処理期間を3週間以内と定めています。合併後に私のほうで処理をしているケース、これまでは公拡法の届け出、年度末、ちょっと期限がはっきりしないんですが、約33件ございました。これらの処理日数を見てもみると、極端に短いものから10日程度のものがありますけれども、単純にこれらの処理日数を平均してみますと5.5日間となっています。今の今回の処理期間の5日間、起算日を含めて5日間、土日という話もございましたけれども、5日間というものは一般的な処理期間であるというふうに認識をしているものであります。

ここでなぜ早くなるかということについてちょっとお話しさせていただきますが、この公拡法の5条1項の申し出に対する県の審査の基準というものが当然ながらこの法律の中に定められているわけでありまして、大きく3点ございます。

1点目は、当該申出地が都市計画区域の中にあるかどうか、第4条については都市施設の中にあるかどうかということであります。2点目が、一定面積以上であるかどうかであります。これは時代背景の中で建設省令が変わっておりますが、現状では100平方メートル以上ということであります。それからもう一点が、買い取りを希望する団体があるかどうか、この3点が大きな審査基準でありまして、結果としてこれらをとらえてみますと、その審査基準並びに内容についてはいわゆる軽微なものというふうに判断をできるものと思っております。ですから、こういった審査につきましてはあくまでも形式の中で処理されるということで、短時間での事務処理が可能ではないかと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 本来なら申し入れがあつて、それが県に行つて、県から返つてきて初めて協議するのが本当なんですよね、この法律からすれば。それをただ話があつたからそれで協議したと。じゃ、売らなくなったらどうなるんですかね。やっぱりこれは法律に沿った対応、これがやはり行政マンとしての務めだと思うんです。

それからまた、ここに仮登記が打つてあります。これは12日に市で受けたときには多分分からなかつたと思います。ただ、きれいになったら買うのと、それからこの法律では売つてはならないということがあるわけです。申し出をしたときには売つてはならないという条文があるわけです。ただ、市できれいにしたからとこの条文はまた違うわけですね。

その中で、じゃ、仮登記というのは何なのか。仮登記というのは、本登記をするための実績または形式的要件が完備しない場合に将来なされるべき本登記の順位保全をする、こういうことなんです。そうすると、そのときはいいかもしれない。今度買うときにこれが打つてあつたら、今度、公法に違反するわけなんです。そうでしょう。その辺、答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

仮登記ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

3月から今回の議会においても、仮登記につきましてはあくまでも所有権以外の権利だというふうに答弁を申し上げております。当然ながら市としてもそういったことはその間には把握はしていたというふうに私は認識しておりますけれども、基本的には、何度も申し上げておりますが、所有権以外の第三者の権利がすべて抹消できなければ取得はしません。これはもう一貫していることでありまして、また、仮登記が実質上の売買であるかというのは私どもはそこまで関与するつもりもありませんし、あくまでも土地所有者の個人の問題であります。

先ほどの申出書にそういった事項が記載されていなかったということも併せまして、やはり土地所有者が自分の障害となる権利ではないというふうに認識をしていたというふうに私どもはとらえておりますので、基本的には土地の譲渡の制限には当たらないと、このように判断をしております。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私は申入書に書いてあるとか何とかじゃなく、仮登記とはどういうものか。仮登記とはもう売らしましょう、買ひましょうという契約書よりももっと強いものなんですよ。例えばこれ、課長が売買契約して仮登記したら自分で買えるものと思うでしょう。仮登記は抵当権よりもっと強いものなんですよ。そういう中で、きれいにする、しないの問題もあります。これは当然のこと、そういう中で、この公法には申し出をした際には以外の者に売り渡すことはできない。もう仮登記したということは売り渡す契約をしたということです。当然申出書のときには分からなかったけれども、今度買う段階になって、本来ならこれが当然適用されるべきなんですよ。これでは法律違反じゃないですか。職務怠慢だと思いますよ。その辺、答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

先ほども何度も申し上げておりますが、仮登記の定義というのは私も詳しく承知しておりませんけれども、確かに所有権の欄の中に甲と乙欄がございます。そういった中で、今、議員がおっしゃられますように仮登記は甲欄に登録されますけれども、あくまでも土地所有者というのは、私どもが第一義的には登記上における第1位の順位者であるということで理解をしております。その売買予約というものが果たして実態上、売買であれば甲欄の第1順位者が変わるということであればこれは当然なことだと思っておりますけれども、それではないと。ましてや本人の申し出にはそういった自分の障害となる権利ではないという真摯の申し出だというふうに私は理解しておりますので、基本的には、この抵触、土地譲渡の制限には当たらないと、このように私は理解しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員、4回目終わっていますので、次の項目へあれでしたら移ってください。

○20番（高橋利彦） これ4回終わりましたのであれですが、登記簿というのは公信力を持っているわけですよ、対外的には。それを関係ないと言うならこれはしょうがないでしょう。

それでは、あと、この予算並びに会計処理についてお尋ねするわけですが、先ほどの答弁では公社の基金から出したということでございますが、まず、この取引に関してかなり不自然な面がたくさんあるわけです。あれでしょう。何といいますか、売り渡し申し込みが出た。そうしたら1日、2日で鑑定しているわけですよ。鑑定料は20年度の予算で払う。そして今

度は金は基金から出すと。そして今度は補正は9月予算、こんなに急ぐものであったらなぜ6月の補正に組めなかったのか。6月の予算に組んだら、当時は私もいましたから問題出から組まなかったと思うんですけれども、これではやっていることがまるっきりいいかげんと言っていいと思うんです。

補正予算では、5月29日ですか、金を払ったのは。それなら、6月の議会はいつ始まりましたか。議会が始まるまで、例えば補正予算書ができていても提案されるまで補正予算は差し替えできるんですよ。まるっきりこれではいいかげんだと思うんですが、その辺ご答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今のご質問ですけれども、6月の補正予算に組めるのではなかったのかということでございましたが、今回、基金を使ったということで、基金の処理でございますけれども、契約の締結が5月15日であったということで、それで土地開発基金を活用したということでございます。

その前に、土地開発基金というものの性格といいますか、それをちょっとお話しさせていただければと思います。

ご存じのように、目的を持って積み立てるための基金、それから定額のお金を運用して使う基金というのがあると思います。この土地開発基金というのはまさしく定額の運用基金でございます。ここの中では、土地開発基金のように基金において直接土地を購入または売却するものなどについては予算とは関係なくその運用が行われるため、この土地開発基金については毎会計年度その運用状況を示す書類を作成して監査委員の審査に付し、その意見をつけて決算書類と併せて議会に提出しなければならない、これは地方自治法の第241条の5項に書いてあるわけなんですけれども、そういう土地開発基金の性格がまず一つあったということと、それから、もう5月の段階でありました補正予算書は確かに組めば組めたかもしれませんが、6月の補正というのは合併して以来1度もやっていなかった。補正を組むといううちのほうの認識もなかったということがあったと思います。そういう中でこの基金を活用したということだと思えます。

それは当然財務規則にのっとりた処理を行った上でということになりますので、さらに、先ほど都市整備課長が答弁申し上げましたとおり、6月の議会で全く知らせないということではなくて、常任委員会でもきちんと報告をしておったということもございましたので、そ

の辺はうちのほうは適正な処理をしたのかなというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） しかし、ほかのことですよ。こんなに迅速にやって、今度補正を組めないなんてちょっと職務怠慢ですよ。そうでしょう。

それと同時に、この基金、普通の基金はみんな一たん本会計出しますね。これは使えることは使えますけれども、そういう仕組みになったら、昔どこかの収入役が役場の金を使った。基金をそういうふうに使えるようにしてあったら、これは何がまた起こるか分からないと思うんです。

それと同時に、何も基金を使わなくたって土地開発公社があるでしょう。そこで買えば、土地開発公社ならすぐ買えるでしょう。なぜそういう仕組みをとらないのか。これでは本当に目くらましなんですよ。そう思いませんか。どうですか、市長。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 一連の流れを聞いていまして、役所サイドは適正な処理をしたというように思っているわけでありまして、改善する所はあるというような感じもありますので、これからはそういった部分では十分注意しながら職員のほうへも指示をしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これが適正な処理と言ったら、ほかへ出したら笑われるんじゃないですか。いずれにしても終わったことだからこれはしょうがないですよ。あとは言いませんけれども、これからはこのようなことのないような事務処理、これはお願いしたいと思います。次に、行財政改革について。

まず、推進課の役割でございますが、アクションプランによって公共施設なんか、それから未利用地云々ということをやっていますが、今までもこの行財政改革、もう長年にわたってやってきて、私から見たら何もできていないわけですよ。結局、極端に言えば行政のやり方というのは一般の市民から見たらまるっきりおかしいと思うんです。やるとなれば、市民の関係じゃなく、まず自分らからやって出るのが本当だと思うんです。そんな中で、幾ら課を作っても駄目、やはり市長がリーダーシップの中でこうやるんだと。

結局、私から見れば、例えば市長が公用車で歩く、一杯飲み会に課長が一緒について歩

く、それは市長のステータスか知らないけれども、やっぱり旭市は財政が厳しいんですよ。それからまたみんなから見たら、よく道路が陥没した、職員が2人も3人も行く。今、葬式の使いだって電話1本で済んじゃうんですよ。何も1人行けば十分足りるんじゃないですかね。そういうふうに、やはり住民の目線ですか、それでやる。そして、まず自分が身を削らないと職員も誰もついてこないと思うんです。

そういう中で、幾らこれアクションプラン、もう昔からでしょう、この行政改革というのは。全然進んでいないんですよ。ですから、やるとなれば数値目標を設けてやる。それではなくちゃ幾ら課を作っても何したって、これは本当に笛吹けど踊らずで終わっちゃうと思うんですが、そういう中でどういうふうに市長考えていますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） おっしゃるように、身から清くきれいにしていかなければならないということで、公式行事のときには課長にも一緒についてきてもらっているというようなことも、重要な会議以外はそういった部分はなくしていきたい、そんなようにも考えているところではありますが、何も今までやらなかったかということにつきましては、行政改革、第1次のアクションプランの中で人件費の削減、人員の削減、そういった部分ではかなり効果が上がっている。先ほどからお話がありましたように、かなりやっているということは理解をさせていただきたいと、そんなように思います。

またもう一つは、これから5年間が進みまして、これからの5年間、やはりかなりこれ以上に厳しい行政改革を進めていかなければならないという中で、何を今やったらいいのかというような部分を行政改革推進課の中できちっと把握してもらって、そのもとに各それぞれの課と連携しながら、執行部とも連携しながら行政改革推進課に提言をしてさせていただきたい。そんなような中で今回やっていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、役人の常識は一般市民から見たら非常識だと言われますが、この行財政改革、行政の内部からはなかなか問題が起こしにくいのでございますので、外部の目を入れた中で、そして数値目標を作った中で取り組んでいただきたいと思います。

次に、職員と臨時職員の問題でございますが、先ほどの答弁でございますと確かに人が減

ったようでございますけれども、しかしながら、現実には外部委託ですか、それから臨時がかなり増えているようなので、実際そうそう減っていないと思うんです、これから見ますと。そしてまた、だいたい業務でも部分的に委託しているのが増えているという話なんですけれどもね。

それからもう一点、保育所の問題ですか。先ほど答弁ありまして、たしか干潟保育所が管理委託しましたので、この職員は減っている。あのときもそうなんです。その部分は減っても、結局逆に片一方が増えては何もならないんです。

そんな中で、先ほど課長が小さい子ども、1・2歳ですか、これは保育所には例えば1歳から2歳については保母1人で何人という基準はありますが、結局ここで本採用採った中で、今、旭市の人口動態、課長、ご存じでしょう。今の中学1年から3年、その人数と就学前の3歳刻みにしたら半分になっちゃうんです。そうすると、公務員というのは首を切れないんです。その中で、当然その辺は職員は弾力性のある対応を私はしていくべきだと思いますが、課長はどういうお考えですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 高橋議員のおっしゃることは確かにそのとおりだと私も思います。ただ、その現場を抱える立場といたしましては、臨時職員だけがいるような施設ということはやっぱり管理していく上ではちょっと不安を持っております。そうはいっても、その職員を確かにこれ以上増やせないという状況もありますので、職員数をこれ以上増やさないで、なおかつ臨時職員で対応するということになりますとますます臨時の比率が増えていってしまいますけれども、今、私が思っておりますのは、比率はこれ以上上げたくない、臨時職員と正職員の比率をこれ以上比率的には上げたくない。ただ、その採用に当たっては、じゃ、採用どうするかというのはこれまた人事担当部門とよく調整をしながら、将来、旭市に悔いを残さないような形で採用については考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の答弁ですと臨時職員はちょっと能力がないようですが、はっきり言って、職員より臨時職員で能力のあるのがいっぱいいるんですよ。私もこの前経験していますけれども、建設課ですか、職員は何も分からない、一緒についてきた臨時の職員のほうがずっと分かるんですよ。やっぱりそれにプロフェッショナルになっていますからね。です

から、そういう臨時が悪い、正職員いいと、そういうことは私はないと思います。あとは正職員の方が臨時職員にこうするんだと。やっぱりあとは指導だと思うんですね。いずれにしても、行政というのはやっぱり全然民間とは感覚が違っちゃうんですよ。

ここへ市役所の職員が来たって、みんな仕事をしてやりに来たという感覚ですよ。例えば一般の職場であれば事務所をみんな掃除するでしょう。あんた方掃除しますか。やっぱりその辺これからは、まして今度雇用法が変わったわけですね、市長、雇用法変わったわけですよ。そういう中で、定年までの人を採れるわけですよ。むしろ新採を採るなら、やっぱり民間活力を生かすという意味でもこれからはどんどんそういう中間層、民間の活力のある人を私は採ってもらいたいと思います。

あまり言いますと嫌がられますから、次に移ります。

それからあと、財政についてでございますが、確かに臨時財政対策債、これは交付税の一環として来ているわけですが、これは我々個人にとったら、私に子どもがいて学校に行っていると。毎年100万円やっていたけれども、もう収入がないから80万円で、20万円おまえの名前で借りておくよと。後でおれがぼつぼつ払ってやるからと。これ、結局、いつまでもやったら今度はお互いに破綻しちゃうわけですよ。

そういう中で、この臨時財政対策債をいかに使わないようにするか。財政を見たって分かるでしょう、市長。今、借金を払うのと毎年借金しているのと、借金のほうがずっと多いんですよ。だんだん雪だるまになって、今度は借金を払うために借金しなくちゃならないわけなんですよ。ですから、そういう中で臨時財政対策債、これをどういうふうに持っていくのか。あくまでも借金は借金なんですよ。その辺、市長の考えをいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 臨時財政対策債、私も議員をやっているときから幾らか不安視といいましょうか、そういった部分はありました。それで、現実、市長に就任しまして担当の課長に聞きまして、これを使わなくて旭市の財政運営といいましょうか、行財政運営はできないのかというようなことがありましたけれども、今、継続事業を結構やっているという中で、その事業に対する、じゃ、臨時財政対策債を使わなくて旭市は運営できたら交付税ももう少し少なくてもいいやというようなことを言われかねないと。そういった部分を聞かせられまして、今、継続している事業が終わったら財政対策債も使わないで済むような事業運営といいましょうか、そういった部分でやっていきたいと、そんなように思っておりますので、よろ

しく願います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても臨時財政対策債は100%ですから、その中で借りるは借りるでいいでしょう。それを貯金を積めるような財政状況、それを使わないで、そういうことで頑張ってもらいたいと思います。

それからあと、中央病院の問題ですが、今回、正職員に三十何名、臨時からしました。まず、なぜ去年、人材派遣から正職員にしなかったのか。もうそのときは当然雇用法が変わっていたわけですね。

それと、これだけ、去年何かあったかもしれませんよ。そういう中で、今年三十何人、これだけ一気に正職員にするんです。そういう中で、市とどういう話し合いをしたのか、まずその辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 今、人材派遣から3年の期限が来たときになぜ正規にできなかったのかということでございますけれども、やはり病院としては、先ほども看護師不足が背景にあって臨時を十五・六年から採用してきたという経緯がございました。病院といたしましては、まず7対1看護に向けて、これまでいろいろな看護師確保策をとってまいりまして、ようやく今年から看護師がいわゆる7対1基準を満たすだけの数が確保できるようになったと、こういう状況でございます。それも1年早く前倒して何とか確保はできたと。こういう中で、看護助手につきましては、やはり看護師の補助的な業務をやって看護師の負担を軽くする、こういう位置づけでやってきておりましたので、派遣期間3年を満了した時点で、昨年度の時点では、じゃ、今後の必要な数、すばつとなかなか出しづらかったんだろうと、こういうふうに考えております。

それから採用に当たっては、特段、病院につきましては、採用計画等の方は先ほど定員適正化計画の削減目標の対象になっていないと。もともとは入っていたようなんですけれども対象になっていないということです。取りあえずその採用等につきまして、市と具体的に何人とか個別の協議ということとは行っておりません。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 看護助手というのは看護師の補助要員ですから、そういう中で当然、今年じゃなかったんでしょう。当然なら去年、人材派遣から臨時になったわけですね。当

然去年も看護師不足は承知していたわけですよ。そういう中でなぜ去年やらなかったのか。それは、今年特別要請があったからなのか。

本来であれば、ずっと人材派遣で使っているのが本当であったわけです。それというのは、今から4年前ですか、当時の部長がもうこれで磐石だとやっていたわけですよ。じゃ、その3年間何であったのか。約1億円でただ出したようなものでしょう。

じゃ、なぜ今年正職員にしたのか。それから、なぜ去年やらなかったのか。それから、これだけの正職員を採るなら、当然これは、中央病院はあくまでもこの市の子会社ですよ。そんな中で、やはり市長に話を通すのは筋だと思うんですが、あまりにもこれでは市を愚弄しているんじゃないんですか、その辺。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） なぜ昨年やらなかったのかということでございますけれども、3年間の派遣の期限ということは当然承知しておりました。確かに4年前にこの3年間の期限も延びるかなというようなことで期待のほうはあったかと思っておりますけれども、取りあえず3年間の期限が満了するということで、昨年度につきまして業務の見直しを行って、一部委託できるものは委託して、残る部分についての看護師確保までの経過的な措置がまだ必要ということで、臨時職員ということで、1年間の間に次の対応を考えるんだということで採用したということで聞いております。

それから、市との採用に当たっての協議ということでございますけれども、病院事業管理者という形で病院事業につきましては運営がされておりますので、企業経営者という形で病院の管理者には広範な権限が法律上も与えられているものというふうに考えておりますので、採用とか給与、そういったものにつきまして、当然予算の提案とか条例の提案権については市長の権限に属するわけですが、そういった市長に留保されている権限は別といたしまして、その他につきましては病院事業管理者の権限に任されておるということでございますので、その権限をしっかりと適正に行使して病院経営に当たっているということでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、よく市長は市、農協とか病院は旭市の一番の雇用の場だと言う中で、今年強い要請をしたから臨時職員を正職員にしたんだと思っておりますけれども、そういう中で、今、事業管理者は強い権限を持つ。それは十分知っていますよ。しかし、中

中央病院は旭市のものなんですよ。管理者は市長に任命されて管理者をやっているわけですね。そういう中でやはり上下の関係があると思いますので、十分その辺は認識いただきたいと思います。

それから、次に開発公社についてお尋ねしますが、開発公社でかなりの、早い話、不良財産持っています。これはどういうふうにするつもりなんですかね、お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 長期に5年以上ですとか10年以上の土地、これに関しましてはそれぞれの目的がありまして、開発公社としましては、その事業ごとに受託期間の延長をしてございます。その受託期間内のものがほとんどでありまして、唯一昭和56年8月25日というのがたまたま土地開発公社の設立の年月日なんです、そのときに、前身でありました旭市開発振興公社、これから、面積ですが3,844平方メートルほど、金額、簿価にしまして1,051万4,705円があります。これは細かい土地でございまして、道路の残地ですとかそういったようなものがあります。これらにつきましては市のほうに、やはり市有地のほうの管理をしてございますので、そちらのほうと適切に買い取っていただくなりして処分していきたいなというように思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても業務違反ですか、ないような公社にしていきたいと思います。

それともう一点、この公社はあくまでも市の依頼によって、それで公有地を確保すると。そういう中で、例えば定款変更して、市有地を買って業者に売るような定款変更はできるのか。業者というより民間に売り渡しできるような定款変更はできるのかどうか、その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 今のご質問ですが、定款の中でできる事業ということであらかじめ決められてございます。その前に、定款を定める根拠ですが、公拡法の第17条ということで土地開発公社のできる仕事の範囲というのが定められております。その中で、今ご質問の具体的なお話をいただかないとできる、できないとちょっと答弁しにくいんですが、例えば住宅用地の分譲事業ですとか、幾つか市から委託されなくても土地開発公社が独自のプロ

パー事業というんですけれども、17条の2項事業でできるようなこともございます。

例えばそれが定款変更しなければできないような事業もございます。例えば店舗等につきましては公拡法が改正されているけれども、必要がないというようなことから今のところ例えばできない事業というのもございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますとあれですね。市は、公社に委託した中で商業用施設なんかは公社には売却できないということですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 商業用地というご指摘でございますけれども、今の定款上ではできません。ただし、法律でその行為は許されていますので、決められた、例えば定款変更、定款変更するためには県の事前協議ですとか理事会の承認、それから市の議会の議決、それから県の認可というような手続きが必要であると同時に、例えば商業施設事業自体が市の計画と合致しているのかどうかですとか、その資金源を市で債務保証していただけるかどうかですとかいろいろな問題がありますので、また、定款変更によってできる、できないという問題と事業化するかしないかという問題とは微妙にまた変わってくるかなと思います。手続き的には可能です。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、例えば旭市で道の駅を造るとか、それからそこを商業施設にするんだとかという場合は、定款変更の中で、どこまであれするか分かりませんが、ある程度の幅はあるということですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 法律的にはそのとおりでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 最後に、消防団長の件についてお尋ねしますが、先ほど市長は、団長、副団長、決まらなかったから団長、副団長に来ていただいた中で決めたということですが、条例では消防団の推薦ということになっているわけですね。それから、自治法ではどうなっ

ているんですか。

そういう中で、市長は、こういうボランティア組織、最終的に市長決裁したようでございますが、なぜもっと団員とじっくり話した中で決めなかったのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） もっと早くから消防団と協議したほうがよかったというようなご意見がありますけれども、私も消防団32年間やっております、消防のことは誰よりも詳しく知っているつもりでいます。今回の消防団長の問題も、いろいろな部分で言われておりますけれども、消防組織法といいましょうか、法律で団の推薦に基づきということになっておりまして市長が任命すると。市長は、7万市民、市の自治体の安全と安心を守る最高責任者であります。その一翼を担ってくれる消防団長、消防長、それはやはり市長に通じるいろいろな部分で業績、実績、そういった部分もよく見れる人でなければ、そんなように考えている中で、推薦の形としてはいろいろ詳しくは読まれておりませんので、推薦に基づきということの中で複数の消防団の役員・団員から複数の役員候補、団長候補を推薦いただきました。その中で一本化をしてくれというようなことの中で役員会ではかっていただきたいということでもありますけれども、最後まで調整がつかず、私のほうで任命するということになった次第でありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 以上で高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 島 田 和 雄

○議長（林 一哉） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（6番 島田和雄 登壇）

○6番（島田和雄） 議席番号6番、島田和雄です。3項目の質問をします。

1項目めは、健全な旭市財政を確保するにはということで、3点に分け質問します。このことについてはこれまでに何回も質問をしてまいりましたが、大事なことで、再度お伺いをします。

旭市全体の財政を考えると、旭中央病院の経営の成否が潜在的には一番重要な要素になると私は考えています。今現在、病院の経営は診療報酬のプラス0.19%の改定、交付税の増額、また病院の努力で、23年度に予定していた7対1看護を22年度から1年前倒しをして取得したことによる増収などの効果で21年3月に示された経営改革プランより良好な経営状況

にあり、ひとまず安心をしているところです。しかし、気を緩めると看護師さんが減ってしまうおそれもありますので、増収を確たるものにされますよう一層のご努力をお願いします。

次に、一般会計について考えてみます。合併による国の財政支援の終期を見据えながら財政運営を行っていくと市長も言われておりますが、これから合併10年目以降、約15億円の交付税が徐々になくなっていく、また、市税の減収も考えられます。そういった中でアクションプランを作成し、人件費等の経費削減で合併10年目以降に備えているというのが現状だろうと思います。

1点目として伺いますのは、旭市の財政の健全度を示す財政健全化判断比率の4指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、実質公債費比率の推移をお示してください。

2点目としまして、臨時財政対策債について伺います。

今現在、93億円の残高がある臨時財政対策債、一般会計の起債残高の3分の1を占めるまで大きな存在になってきました。この起債をどう見るか意見がいろいろあります。

そこで、臨時財政対策債の起債の状況について伺いますが、旭市、また周辺市町において、総務省から示された限度額に対して満額の起債がされているのかどうか伺います。

3点目は、合併後の経費削減と今後の財政推計について伺います。

合併後、人件費の削減をはじめ多くの項目において経費削減が図られてきたと思います。こういった項目でどのくらいの経費が削減され、今現在、年間の合計額として合併時よりどのくらい削減されたか伺います。

また、平成19年に平成19年から28年の財政推計が基本計画を基にして作られておりました。合併後既に5年を経過しました。数字も変化していると思われるので、これからの事業計画に沿っての財政推計を作っていただければと思います。

2項目めとしまして、人口減少をどうとめるかということで質問します。

国立社会保障・人口問題研究所によれば、旭市の人口は合併時の7万643人が2015年には6万7,410人になり、そのうち65歳以上の老年人口は26.1%、14歳までの年少人口はその半分の13.3%になると予測されています。着実に人口の減少、高齢化が進むものと思われます。これらの予測を少しでもいい方向に狂わせ、若年層や生産年齢人口の絶対数を増やすことが豊かな社会基盤づくりの最重要課題ではないでしょうか。そこで、若い方々が不安なく進んで子どもを産めるような物心両面からの施策を他市町に先駆けて実現することが肝要と考えています。

その具体的な対策として、1点目の質問ですが、今回の議案にも出ております定住自立圏

構想に旭市が指定されたことは非常によいニュースでした。人口を増やすためには特色のある事業をしなければと考えていますが、それには財源が必要です。その財源、年間4,500万円、5年間で2億2,500万円を国が面倒を見るというのがこの事業です。この事業で人口減少をとめることができるかどうか、旭市の腕の見せどころだと思います。市はどう考えるか伺います。

2点目として、乳幼児医療費助成事業について質問します。

若い人が少しでも不安なく子どもを産んでいただく支援策の一つとして、市長が打ち出された紙おむつの無料配布は一定の効果があると考えます。それに追加をして、同僚の伊藤房代議員が3月議会で質問された乳幼児医療費の中学3年生までの無料化を実施されれば、子育てをしながら新しく住まいを探している人に旭市は魅力ある市に映るのではないのでしょうか。いわゆる相乗効果が期待されます。県が小学3年生までの無料化を12月から実施しますので、小学校4年生以降を市が負担するとして、中学校3年生までの無料化にはどのくらいの子算が必要か伺います。

3点目としまして、固定資産税の減免ということでお伺いします。

旭市が企業誘致をする際に奨励措置があります。これは、企業が投下した固定資産税3,000万円以上の場合、5年間固定資産税を免除するものです。この条例の考え方を、企業でなく人を誘致するという考え方で当てはめて実施はできないのでしょうか、お伺いします。

3項目めとしまして、戸別所得補償モデル対策について伺います。

農家に対しての戸別所得補償モデル対策が始まりました。民主党政権が目玉政策の一つとして打ち出したもので、来年度以降、予算も増額され、幅広い品目が補償対象になるとされています。財源の裏づけが心配ですが、旭市の水田農家にとっては所得が少しでも増えるチャンスと思われます。まず、この制度の概要と今現在の加入状況について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、島田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、健全な旭市財政を確保するにはということで3項目のご質問がございました。

まず、前提といたしまして、財政の問題でございますが、国が示しております健全化判断比率の基準に照らして、すべての数値で健全財政を維持しております。

そういう中で、その4指標の数値の推移はということでございましたので、その中でまず

年度を追ってお答え申し上げますが、ご案内のとおり、健全化判断比率なんですけれども、平成19年度の財政健全化法の施行によりまして新たに算定が義務づけられた指標でございます。したがって、現在、算定している数値は平成19年度と20年度の決算の2年分だけというのが基本でございます。ただ、実質公債比率は財政健全化法の施行前から算定数値がございます。その数値につきましてまず申し上げたいと思います。

実質赤字比率と連結実質赤字比率、これは二つの指標とも平成19年度、20年度は黒字ですので、算定の数値はなしとなります。

次に、将来負担比率、これは平成19年度が121.7%、平成20年度、これが97.6%となっております。

次に、実質公債費比率ですが、直近3か年の数値の平均で表すこととされておりまして、例えば平成18年度は18.5%となっておりますけれども、これは平成16年、17年、18年度の3か年の平均となります。19年度が同じく17、18、19の3か年の平均で19.2%、20年度決算に基づくものが18.6%でございます。21年度につきましてはまだ数値が出ておりませんので、申し訳ないんですけれども20年度までということをお願いしたいと思います。

次に、臨時財政対策債なんですけれども、限度額いっぱい発行していない団体とかということもお聞きになりたいのかなと思います。まず、21年度の資料がありましたので、これで申し上げたいと思います。県内の状況です。

千葉市と、町村を除きます35市のうちで33市が臨時財政対策債を発行しております。発行していないのは成田市と浦安市の2団体だけでございます。

なお、発行はしているんですけれども限度額いっぱいまで発行していない団体もあります。これはやはり不交付団体と言われる団体になります。市川市は国から認められた限度額47億2,200万円、これは21年度なんですけれども、発行したのは20億円。柏市も限度額の41億9,700万円に対して発行したのは31億円。このほか、あと4市が発行額を一部抑制している状況です。ただ、発行していない団体、あと発行額を抑制している団体いずれも非常に財政力が大きい団体ばかりで、実際には不交付団体であっても、1を少し超えたぐらいの団体についてはほぼ満額を発行している状況であるということを申し添えたいと思います。

次に、合併後の経費削減と今後の財政推計ということでご質問がございました。

まず、経費の削減ということなんですけれども、全部で幾らかというのを数値でお示するのは正直難しいところがございます。というのは、市で行っている事業は年度によってそれぞれ増減がございますし、内容も異なります。一概に差額という数値で表せないという面

がございます。そんな中でも、ただ、人件費につきましては先ほど来議論がございましたとおり計算が可能ですので、誠に恐縮なんですけれども、人件費の削減額を比較ということで申し上げたいと思います。

平成17年度の人件費の総額なんですけれども、59億3,700万円でございます。21年度の人件費の総額は51億7,700万円ということで、その差は7億6,000万円の差があるということです。これを単純に4年間の累計にいたしますと21億円余りということであろうかと思います。

続いて、財政推計につきましては、確かに議員おっしゃられるとおり、現在の基本計画を作成したときには財政推計を立てました。今の基本計画、平成23年度までの期間となっております。次の後期の計画、平成24年度を初年度とする計画として今年度から策定の準備に企画課のほうで取りかかっておるわけなんですけれども、当然その中では財政推計を行う予定でありますので、今の時点では細かな財政推計は行っていないというのが状況でございます。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） はい、そうですね。年度的には平成23年までに今の前期の計画が終わりますので、当然、今年度の後半から来年度にかけてという形になってしまうものかと思っています。前期で計算したもの、推計したもの、それが基本になるのかな。その中で条件をそれぞれ定めまして推計をかけていく、そのような形になると思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、大きい2番目の人口減少をどうとめるかということで、定住促進についてご質問がありましたので、1番と3番についてお答えいたしたいと思います。

初めに、定住自立圏構想でございますけれども、定住自立圏構想につきましては、今後の人口減少の中で特に減少する割合の高い地方圏におきまして、安心して暮らせる地域を各地に形成して地方圏から首都圏への人口の流失を抑えるとともに、地方圏への人の流れを創出することが定住自立圏構想の狙いでございます。

本市につきましては、定住自立圏域となるべき地域が既に合併により一つの市というふうになっているということから、特例的に合併1市圏域として同構想を推進する実施団体に総務省から選定され、今議会に定住自立圏形成方針を提案したところでございます。

形成方針で規定する取り組みにつきましては、旭市全体の活性化を通じて人口定住を図るために必要な生活機能を確保するという観点から、定住自立圏構想の三つの視点ごとに各地域の具体的な取り組みを規定するものでございます。具体的にどのように生活機能を確保・整備していくかということにつきましては、これから策定する定住自立圏共生ビジョンによりまして進めていくということになります。

その中で、財源が毎年4,500万円程度特別交付税で措置されるという部分でございますが、この金額ですべて対応ができるというふうには考えておりません。やはり旭市が活性をするという部分で定住促進につなげるという部分でございますので、活性化を図る名目につきまして必要な事業を取り込みたいと考えております。

それにつきましては、国のほうにおきましても、先ほど申しました定住自立圏共生ビジョンを作り上げた中において、総務省、県など、このビジョンを見て具体的な支援、助言をするというふうになっておりますので、その中で優先採択等もございますので、そういうものを活用した中で進めていきたいというふうに考えております。

それから、3番目でございますが、固定資産税の減免ということで、税でございますけれども、私のほうから定住促進という部分の中でお答えしたいと思います。

市外から転入され、住宅を建てた方の固定資産税の減免ということでございますけれども、固定資産税につきましては、行政運営に必要な財源確保の観点から、地方税法の定めによりまして減免の対象にはなりません。また、市内在住の方との均衡の面からもふさわしくないというふうに考えております。

それから、ご質問の旭市企業誘致条例における奨励措置による固定資産税の課税免除を例にお話がございました。企業誘致を奨励する措置につきましては、国の政策的配慮に基づきまして、立法によって認められた例外規定でございます。特別地域の規定によりまして、工業専用地域等々旭市の場合定められております。これは国によって定めた部分でございますので、当然こういう部分につきましては交付税においても不利にならないよう、基準財政収入額において措置されるというふうになっておりますので、企業誘致によります企業の奨励措置とは内容が違うのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） 人口減少をどうとめるのかの中での2番目の乳幼児医療助成事業についてお答えいたします。

乳幼児医療事業は、当該費用の全部または一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的にしております。現在、小学校就学前を対象にしておりますが、千葉県において本年12月より子ども医療費助成事業と改称して補助対象を小学校3年生まで拡大することになりました。本市においても県基準と同様に、12月診療分より小学校3年生まで助成対象を拡大し、実施する予定でございます。

助成対象をさらに拡大する場合、仮にご質問にございました中学3年生まで拡大すると、年間ベースではおおむね1億8,800万円の事業費が必要であると推定いたします。小学校3年生までを助成対象とした場合よりおおむね7,800万円の事業費の増額が見込まれ、その増額分は全額市の持ち出し分となります。市としましては、県の補助基準に準じて事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、私のほうから戸別所得補償モデル対策につきまして、議員のご質問の制度の概要並びに現在の加入状況等につきましてご回答をさせていただきます。

ご承知のように、本年からお米を一つモデルとしまして戸別所得補償ができております。この補償につきましては二つの柱になって出てきております。一つは、自給率向上事業の中で、水田で作ります麦、大豆あるいは米粉用の米、あるいは飼料用米（えさ米）あるいは加工用米、こういうものを作付しますと国から交付金が受けられる、こういう制度になっております。これは、転作の目標面積達成にかかわらず、やった方に交付が受けられるというものでございます。

金額的には、麦、大豆、飼料作物で10アール当たり3万5,000円、新規需要米、米粉用の米あるいはえさ米、ホールクroppサイレージの稲、これが8万円、そういうような金額になっております。

さらに、国はこういうことでえさ米等につきましては最大8万円支援でございますけれども、市の単独としまして、えさ米等につきましては1万7,600円追加で、以内ということで支援を現在計画しております。この以内という表現は、現予算では70町歩の予算を計上させていただいている、これが10アール当たり1万7,600円。さらに、県の単独補助金としまして10アール当たり3,000円ということになっております。

それと、えさ米ですと、お米を家畜用の豚のえさあるいは鶏のえさ、そういうものに売る

わけでございますけれども、玄米での出荷ですとキロ50円、10アールから10俵とれたとしますと3万円という数字になるかと思います。合わせますと10アール当たり13万600円、こういう数字になっております。これが自給率向上事業の一つの金額の例でございます。

もう一つ、米モデル事業というものがございます。今年はお米だけをモデルにしましてこの所得補償をする。来年から漁業あるいは畜産、これにも拡大するとは聞いておりますけれども、今年はお米だけと。これにつきましては、生産数量目標に即しまして、主食用米を作付しますと10アール当たり1万5,000円、こういう交付金が受けられることになっております。

さらに、米の販売価格が下落した場合には一定水準まで追加補てんが受けられる。これはあくまでも生産調整の目標を達成した方のみが受けられる制度になっております。ただし、10アール自家用米としましてこの米モデル事業の面積から差し引く、そういう中身になってきております。

現在の加入状況でございますけれども、昨日現在では106名、市内の農家の方が加入をしてございます。稲作農家4,107名いるわけですが、率的には2.6%という低い数字になってきております。これは旭市だけでなく、県下全域低いということで認識をしております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、4時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時45分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（林 一哉） おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（林 一哉） 引き続き島田和雄議員の一般質問を行います。

島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 財政の健全度を示す財政健全化判断比率の4指標についてお伺いしたわけでありますけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率については黒字を確保しているということで、特にこれは問題ないと。

将来負担比率についてであります、この指標は、旭市の一般会計がこれから負担しなければならない債務が、市の標準財政規模というのがありますけれども、その何倍あるかといったような計算だろうと思います。市の債務の全体像を見るには、指標としては実質公債費比率が注目されておるわけでありますけれども、それよりも全体像を把握するには把握しやすいのかなというふうに私は考えているところでありますけれども、これが19年度は121.7%、20年度については97.6%ということで改善されつつあるということでございます。20年度については、ほぼ標準財政規模と同様の債務の負担額だといったようなことだろうと思います。そういったことで、国の基準としては350%ということでございますので、これより大幅に下回っているということで問題のない水準であると思われま。

実質公債費比率についてですけれども、これまで18%上回っているということで公債費負担適正化計画、これが20年2月に、ここにありますが、作られまして私どもに配布されたわけでありますけれども、このときの計画によりますと、実質公債費比率が18%を切るというのは平成29年度というようなことでございました。それが今回、今年の3月に配布されました計画によりますと、23年度中ですか、だいぶ改善されたわけでありますけれども、23年度中に18%を切るというような計画が示されました。これだけの改善がされたということで、こういったようなことがその改善の理由になるのかお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、島田議員のご質問のあったとおり、公債費負担適正化計画、これは確かに19年度決算を基にいたしまして作った経緯でいけば平成29年度、その後20年度の

決算でいけば23年度だというような、そういうところもあったわけなんですけれども、今現在、21年度の決算、数字がある程度出てまいりましたので、おおよその概要で計算したところでいけばもう既に18%は確実に切るんじゃないのかなと。これは8月になりませんとある程度正式な数字は出てきませんけれども、そういう見込みがあるということでございます。

そういう中で数値がよくなった理由はということでございますので、これには幾つかの要因がございます。大きなものを二つ申し上げたいと思います。

まず、起債の発行につきましては、合併特例債など交付税算入のある有利なものだけを選んで発行している。これによりまして、確かに交付税算入のないものは極力発行しないということで、健全化判断比率を算定する際に分子の数字から交付税算入分が差し引かれますので比率が改善されます。それともう一つは、起債の繰上償還を実施してまいりました、19、20、21と。これによりましてやはり同様に分子の数字が減ります。これで比率が改善されております。

利率が5%以上のものについてはもうこの3か年で2億8,000万円余りを償還したところでございます、これが大きな要因だろうと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 理由は二つあるというようなことでございまして、一つは有利な起債というようなことで実質的な市の負担を軽くしていると、少なくしていると。それから、金利の高い起債については繰上償還をして金利負担を軽くしたと。これらによって、毎年新たな起債をしながらも、毎年の返済額としては徐々に軽くなっているというようなことであろうと。数字上そういうことになっているということだろうと思います。

よい方向に進んでいるんじゃないかなというふうに思っているところでありますけれども、そんな中で、心配な点と申しますか、一つ申し上げますけれども、計算上の問題なんですが、将来負担比率と実質公債費比率、これらを計算する上で、合併10年目以降に交付税が徐々に減ってくるといったような中で、そうしますと交付税が減ということは、先ほどちょっと触れましたけれども、交付税が減ということは標準財政規模が小さくなると。要するに計算上の分母の数字が小さくなるということで、これらについては公債費負担適正化計画を見ましても標準財政規模はずっと同じ数字で推移しているということでございますので、これらを見て、やはり交付税が減ってくれば当然標準財政規模も小さくなりますので、分母の部分だんだん減少していくと。というようなことであれば、分子の部分、要するに起債の償還

の総額、それも減らしていかないと数字が再度悪化するといったような心配があらうかと思っています。

数字が悪くなるということは実態が悪くなるというようなことでございますので、この辺について考えられているかどうかお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 標準財政規模の基となる交付税、これは大きな一般財源の数字でございます。ただ、この標準財政規模、今現在でも合併算定替えという形で、1市3町分を積み上げたものにはなっておりません。もう既に7万の市としてあるべきその数値で計算されておりますので、将来においてもこれは大きな変化というのはないのかなと、そのように感じております。

ただ、今現在、臨時財政対策債の部分というのは合併特例で少し上乗せされておりますからその分というのは若干減る可能性はありますけれども、それほど大きな減額にはならないだろうというふうに思っております。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 分かりましたというか、よく理解できないんですけども、そんなには減らないということですか、標準財政規模としては。

（発言する人あり）

○6番（島田和雄） 分かりました。

じゃ、2点目としての臨時財政対策債の質問なんですが、先ほど高橋議員も質問されましたけれども、千葉県の様子を説明していただいたわけですが、千葉県33団体ある中で6市が発行しないか満額発行していない。それ以外の大多数の市は満額の発行をされているということで説明を受けました。

これまで旭市が借りた臨時財政対策債ですけども、実際にはどこの金融機関からどのくらいの利息で借りているのか。また、返済が既にもうされていると思いますけれども、それについて元利とも計画どおりの国からの交付税措置がされているのかどうか、2点お伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 臨時財政対策債、どこから借りているかということと、それから元

利償還に対してきちんと交付税算入されているかということでございます。

借入先でございますけれども、これはちょっと平成13年からということで、合併前の旧市町においてももう既に借入れを行っておりました。ただ、財務省、いわゆる国の資金、ここからの借入れが一番多くなっております。それ以外の所というのは、平成21年度までの状況を見ましても、あとはちばみどり農協から借り入れているのがあるというだけでございます。それ以外全部国資金でございます。

それで、利率なんですけれども、20年度が1.2%、一番高いのでも平成16年に1.6%で借りたのがあります。それが一番高いものだと思います。

それと、計算上どうなっているかということでございますけれども、これは、実は国の理論償還で交付税算入されます。実際には20年間の借入れの償還という形で返していった元利償還で入れますよという形になっております。ただ、これを15年で借りている例が実際にはあります。実際に15年で借りたときには一部元金の償還が少し前倒しになりますから、その時点では多くお金を、一般財源を使うという形はあります。ただ、それは15年で返しても残りの5年間もその額が交付税のほうに算入されるということなので、総トータルで見れば当然多く来るということになります。

国のほうの標準の利率よりは若干安く借りているところがあります。例えば、今、16、17年度1.6%と言いましたけれども、国の理論償還でいきますとこの辺は2.0%というような見方がありますから、その差については少し多く計算されるだろうと、そのようなことを思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） そうしますと、今までの質問の答弁、総合的にあれしますと、財政力の弱い自治体につきましてはどこも満額を借りていると。それから、借入先でありますけれども、ちばみどり農協から一部借りているとおっしゃいましたが、そのほかにつきましてはほとんどが財務省、国の資金を借りているということでございます。

この辺は、借入先としては民間銀行でなくて、国が借りろと言っている中で、国から違う資金ですけれども一般会計の資金とは別な資金、財務省の資金、いろいろあると思いますけれども、その資金を借りていると。民間でなくて国から借りているということであれば、そんなに心配、返すときにも国との話し合いの中では、そんなに危惧する必要もないんじゃないかなというふうに素人考えですけれども思うわけでありまして、借りろと言ってい

る所と借りている先が同じというようなことでございますので、幾らか心配は薄らぐのかなというふうな感じを持っております。

これまで借りた分については予定どおりの償還がされていると。これが滞るようであれば心配なんですけれども、予定どおり償還されていると、そういったことでございますので、臨時財政対策債につきましては私は国を信用して、貧乏な旭市としては満額借りるしかないのかなというふうに判断をしているところなんですけれども、市もそういうふうに恐らく考えていると思いますので、答弁は結構です。

一つの問題としまして、先ほど高橋議員おっしゃいましたけれども、借金は借金だと。借金には違いないというようなことで、市の起債残高ということでどんどんカウントされていっちゃうということなんですよね。ほとんどの市民は、起債残高、これを見まして、やはり借金が260億円ですか、その欄を見まして、これは将来旭市が払わなければならない金額というふうに認識をしてしまう、それが問題じゃないかなというふうに思います。後の交付税措置といったようなことについてはほとんどの市民の方が理解をされていないというふうに思っています。私自身も議員になる前はこういった制度については分からなかったというようなことでございます。それだけ認識不足だったと言われるかもしれませんが、私もいろいろな機会に市民の皆さんに説明しますけれども、なかなかよく理解してもらえないんですよね。そういったようなこともございまして、起債残高だけがひとり歩きするといったようなことがございますので、その辺の市民の理解をどう進めていくかということが一つの課題になるんじゃないかなと、そういうふうに思っているところです。ありますか、何か。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 当然市民の方に理解をいただけるように、分かりやすい形でのホームページ、広報での載せ方というのはさらに検討していく必要があるだろうと。

それと、1点だけちょっとご説明させていただければ、起債の残高がどんどん増えているということでお話しになったところでございますけれども、現実には、すべての会計の起債残高なんですけれども、平成18年度末では488億7,600万円ほどありました。21年度末では485億8,600万円ほどなので、ほとんど横ばいと言ったほうが、若干繰り越しの分もありますから減ったとは言いませんけれども、ほとんど横ばいであると。事業をやりながらも横ばいであるということをご理解いただければと思います。

それと、一般会計だけの話になってしまいますと、確かに18年度末で256億6,892万円とい

う数字でございました。21年度末の決算では264億1,860万円ということで、確かに8億5,000万円ほど増えてはおります。ただ、この大きな部分というのは臨時財政対策債というのがあるということで、議員の皆様にもご理解いただければと思う次第であります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 総額的にはそんなには増えていないということですよね、分かりました。

そういった中で、私どもは交付税措置といったようなことをよく皆さん分かっているわけですので、その辺を踏まえてこれからいろいろ考えていきたいなというふうに思っています。

続きまして、3点目の合併後の経費削減と今後の財政推計ということで再質問します。

経費の削減については人件費のみの答弁でございましたけれども、7億6,000万円、合併後5年間で削減をされたと。アクションプランによりますと、今後も27年度までにさらに50名を目標に人員削減をしまして721名の職員数になるというふうに計画が示されているわけなんですけれども、この50名の削減効果、どのくらいの金額になるのか。また、これが最終的な削減目標になるのか、その辺をお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 人員の削減に伴う人件費の削減ということのお尋ねでございます。

今後の5年間で、確かにアクションプランの中でさらに50名ほどの削減を目標に考えております。ただ、額でございますけれども、これは現在推計はしていないんですけれども、恐らく今までの過去の経過は80人減った中で約、ベースとして7億円程度下がっております。累計では20億円程度。これは若干制度改正にかかわる部分も含まれてしまいますけれども、そういったことから申し上げれば数億円の単位での削減という形にはなろうかと思えます。推計額としては今お出ししてございませんので、ご了解をいただきたいと思えます。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 最終的な削減目標は。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） 削減の人数でございましょうか。これは、先ほど申し上げましたように、今後の5年間で50人を目指しております。

（発言する人あり）

○総務課長（平野哲也） 一応計画でございますので、現時点では今後の5年間で50人と出し

ておりますけれども、前回申し上げましたように、前回の計画のときには目標としては5年間で65人の削減を掲げました。これが実績としては80人という結果になりました。

今、定年退職等はある程度推計ができるんですけれども、それ以外にもご事情があつて若干早くやめられる方、これが何人出るかによってこの数字は変わってくると。ですから、最低限50人くらいを目指したいわけなんですけれども、早目に事情があつておやめになる方等があればこの数は多分上回っていくのかなということで考えております。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 単純な計算で申し訳ないんですけれども、これまで7億6,000万円削減された。これから50名で数億円と。はっきりした数字については示されませんでしたけれども、だいたい見当はつきますけれども、そんな中で、交付税というのは15億円ぐらい減ると、これから。それはもう分かっているわけでありまして、そういった中で、削減目標には恐らく足りないというような数字だろうと思います。

そのためにさらに削減ということで、政務報告の中でも市長は公共施設の見直しによる経費削減を打ち出されているわけでありまして、これらについて、先ほど来質問がありましたけれども、どういったものに取り組んでいかれるかご説明をお願いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 公共施設の見直しはどんなものかというお尋ねです。その必要性和背景も若干含めましてお答えさせていただきます。

合併時の新市建設計画では公共施設の統合整備という項目がありまして、その中に、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、逐次検討・整備するというふうにされてきました。それから、その後5年が経過しまして、次の5年が終わると財政的にもということでは議員のおっしゃるとおりであります。さらに定員適正化計画等でさらに職員数も減らしていくんだというような中で、今のうちに現在保有する数多くの公共施設等について活用方針を策定するというのがアクションプランに載っておりますので、そういったことをするその準備といたしまして、それぞれの施設の必要性、耐久度、それから利用状況、さらにはコスト、こういったものの調査を開始したということでもあります。

調査に当たりましては、見直しの一つの物差しといたしまして旭市公共施設の見直しの基本方針というのを私どものほうの課で策定いたしまして、その中で見直しの考え方ですとか調査の項目を示した上でそれぞれの施設の所管課に調査・検討をお願いしたということであ

ります。

調査の対象とした公共施設等につきましては、中央病院、それから小・中学校を除く全264施設、これについてそれぞれ調査をしてもらうということにいたしました。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 公共施設の見直しということでご説明いただきましたけれども、これにつきましては、これから経費削減といった中で避けて通れない課題であろうと思います。行政改革推進課につきましては、その先頭に立って実行していかなければならないということで、大変とは思いますが、しっかりと目的を果たされますようお願いを申し上げます。

先ほど、財政推計の話なんですけれども、近々それを作っていただけるといったようなお話でございました。これから、これにつきましては市の事業計画あるいはまた経費の削減効果など、こういったものを踏まえて今後の財政推計を作られると思いますけれども、旭市の今後の健全財政の道筋を示すものとして作成をしていただければというふうに思っています。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、議員おっしゃるように、当然健全財政の道筋をつけていくというのは後期5か年の大きな柱になるんだろうと思います。そういう中でどのように事業を取捨選択していくのかというのは非常に重要だと思います。当然どれだけ財源を見込めるのか、それがあって初めて出る所が決まっていくんだと思いますので、できるだけ情報を集めまして、その辺はしっかりと推計を立ててまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） それでは、続きまして、2項目めの質問に移ります。

定住自立圏構想について答弁いただきました。三つの視点からこの事業を考えていくと。これから共生ビジョンを作成するといったような答弁であろうかと思いましたが、今の議会にもその案、ビジョンではないんですけれども定住自立圏構想の案が三つの視点からこういった事業をやるといったようなことがいろいろと示されているわけでありますが、これらの事業すべてに予算を投入しますと1事業当たりの事業費というものが少なくなってしまうと、効果が薄まってしまうような気がします。人口の定着に効果があると思われるような事業を厳選しまして、集中してこの予算を投下したほうが効果的ではないかな

というような気がします。

旭市が指定を受けたわけでありますけれども、ほかの例は複数の市町が一緒になってこういった定住自立圏構想については指定を受けるといった中で、なかなか市町同士の調整が難しいといったようなことで、事業についてもやはり割り振るといったような考え方がされるんじゃないかなというふうに思っているわけでありますけれども、旭市については合併した市ということで思い切った事業が展開できるんじゃないかなというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 今お話がありましたように、定住自立圏、一般的には市町村同士で話し合った中で進めるというふうになりますので、当然市町村同士ですから、負担金も生まれます。ですから、そういう事業を一つ一つ決めた中で、逆にこの事業をやろうというふうに決めた中で進まなければできないと。ビジョンを作ってから形成方針を作って中心市宣言をするというような逆のパターンになってくるのが普通なのかなと。ですから、中心市宣言をしたときにもう事業は決まっているという部分でないと、負担金まで5か年間それぞれの市町が出すわけですので、それもやっぱりある程度確定をしなければ先に進めないと。

それに比べまして、先ほど申し上げましたけれども、旭市については合併して1市圏域ということであります。当然合併した理由が、やっぱり定住自立圏と同じように生活機能の向上という部分があるわけでございます。そういった中で、定住を図るという部分におきましての事業につきましては、やはり旭市全体の活性化という部分が当然必要になるわけです。魅力あるまちづくりだから定住をするし、外からも来ていただけるという部分だと思います。

そのためには、やはり一つに安心・安全という部分があります。そういった部分については医療、介護が受けられる体制が整っていると。医療圏人口100万人という部分もありますし、そういう部分が整えられているという部分もありますし、また、商圏人口につきましても、29万人ということで県下の中では5本指に入るとい部分もありますし、農業についても県下第1位だと。また観光についてもいろいろあると。こういった自立といいますか、そういった地域を支える産業の活性化がやっぱりなければできないと。当然働く場も必要だといふふうになります。雇用がなければ外に働きに出るわけですがけれども、雇用があれば旭市で働くと。そういった意味では企業誘致も大切になりますし、いずれにしてもそういった魅力あるまちづくりが必要だという部分であります。

事業でございますけれども、事業につきましては、財源的には特別交付税という部分で、特別交付税ですから、一般財源ですから何に使ってもいいと。ひもがついているわけではございません。ただ、4,500万円という部分の中の事業では、そういったいろいろな事業を実施するのは非常に難しいと。先ほども申し上げましたけれども、生活機能を充実させるためにつきましては、いろいろな国のほうでも考えている部分がございます、合併をして、もう一つは、先ほど財政課長のほうから話もありましたけれども、23年で前期基本計画が終わると。24年からは後期基本計画ということで、22年、23年の中で後期基本計画を作っていくわけですが、その中にも旭市としてやらなければならない事業がいろいろございます。それについては、合併した中でこういうことをやっていくんだという部分の事業が取り上げられるわけでありまして、この生活機能の向上をさせるという部分についても当然その事業を併せて実施していくという部分もありますし、今までやっている事業をもっと充実させるという部分もあります。ですから、旭市でこれからやらなければならない優先事業という部分もある程度見定めた中で、そういったものにどういう財源が確保できるのか、そういう部分も今後、国・県と相談していきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 私としましては、いろいろな事業、なかなか効果が薄まってしまうというような考えをするわけでありまして、目的としましては人口を定着させるといったことが目的だろうと思います。この事業を実施しまして、やはり人口が当初予想より上回ったというようなことが効果が出たことになるんじゃないかなと思いますので、いろいろな予測がありますけれども、その予測より上回るといったような目標を設定されて事業に取り組むべきじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 人口が上回るというお話でございます。これは非常に難しいというふうにはっきりしている部分だと思います。というのは、先ほど冒頭議員おっしゃいましたけれども、1,700万人の人口が減ると、日本に。その中の比率を見ますと、500万人が都市部のほう、あと残りが地方圏という部分があります。そういうわけで、地方のほうはかなり人口が減少していくということでありますので、少なくとも減少させない、近隣よりも人を増やしていくという気持ちの中で、先ほど言いましたそういう魅力ある旭市をつくっていく中

で旭市に定住していただくという部分で考えております。ですから、今あるその比率を維持できるようにしていきたいというように考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） ひとつよろしくをお願いします。

続きまして、2点目の乳幼児医療費の助成事業について再質問します。

事業費が1億8,800万円、これはゼロ歳児から中学3年生までということですか。ゼロ歳児から中学3年生までが1億8,800万円、小学校4年生から中学3年生まで7,800万円の一般財源が必要だというような答弁でございましたけれども、以前に私が聞いていた数字より若干高いかなというふうに感じているわけでありますけれども、いろいろな計算の基準があらうかと思えますので。

いずれにしても、県が中学3年生まで森田知事がやりたいと言っておりますので、いずれそうなるかと思えますけれども、それまでの間、市がやっていくのかいかないのかといったような問題になろうかと思えますけれども、こういったことをすれば本当に魅力ある市になるんじゃないかなというふうに考えますので、取り組んでいただければと思うわけでございます。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） 質問にお答えいたします。

現時点では助成対象の拡大は難しいと考えております。今後とも千葉県並びに近隣市町の動向に留意していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） お願いをすることによってよろしくお願いします。

続きまして、3点目の固定資産税の減免ということでありますけれども、これにつきましては、この対応は難しいといったような答弁でございました。しかしながら、要は企業誘致につきましては、例を出しましたが、損をしながらも最終的には得をとれといったような考え方だろうと思います。人の誘致につきましてもこういったような考え方が当てはまるんじゃないかなと思われますので、人口を増やす対策ということで、角度を変えましてお願いしたいのは、家を新築したときに助成といったようなことでやっていただければというふうに

思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 定住自立圏を推奨する立場の中において、一つの方法として、固定資産税の減免は無理であれば助成をという部分でございます。

一つその前に、企業誘致の奨励措置につきましては、固定資産税を課税免除しても、その課税免除した額については交付税の中で減収してくれるということで旭市の不利にはならないと。固定資産税、通常の今おっしゃいました定住自立圏というために、転入してきた方が新築家屋をした場合に助成をという部分、きょうそういうお話をいただきまして、一つに、転入してきた方だけにそういう助成をという部分でありまして、一つには、旭市に住んでおられる方には新築してもそういう奨励措置はないという部分でございます、そこいらもちょっと気になるところでございますけれども、確かに定住していただくという部分においては魅力あるまちづくりという部分と同時に、そういった奨励措置という部分もある程度必要な部分もあるのかなというふうに思います。奨励措置という部分の中において、固定資産税相当分をという部分でお考えのようでございます。そういう部分については、定住自立圏を進めている全国の市町村もございます。そういう所等の状況を見ながら、また、近隣等を見ながら少し検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） それではちょっと参考までにお伺いしたいんですけども、昨年度、市内の新築の住宅戸数と、市外から移り住んで旭市内に家を建てられた方が何軒くらいあるのかちょっとお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 固定資産の評価の資料の中から21年度の新築住宅の状況についてお知らせいたします。

新築が217棟、そのうち市外からの転入者による新築は18棟、率にいたしますと約8.3%となっております。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 18軒ということでございますけれども、市外から移り住んで旭市内に家

を建てられた方というのが18軒。少ないというような感じを受けるわけでありますけれども、それでも市外から旭市に家を建ててくれた方が18軒あったということでございます。助成事業によってさらに増えるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

先ほど申しました乳幼児の医療費の助成事業、また、この住宅についての助成事業、両方とも市は持ち出しになるわけでありますけれども、いずれ若い人が住んでくれる、子どもが産まれるといったような見返りが期待できるわけであります。こういったことが旭市の将来にとって大切になってくるということですので、市は何とか対応をしていただければというふうに思っております。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） はい、分かりました。先ほども言いましたけれども、これから定住自立圏をビジョンを作って進めると。それについては旭市のまちづくりを中心に、もう一つは、奨励措置としてそういう部分があったほうがなお定住が進むだろうというご質問だと思います。これについてはよく検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） よろしくをお願いします。

最後に、戸別所得補償モデル対策について再質問をします。

説明をしていただきました。この中で、特に注目しているのは飼料用米であります。減反の対象としての新規需要米ということで飼料用米、米粉等に国が1反当たり8万円の助成をしてくれるわけです。それに加えて市も1.7万円、県も3,000円ですか、10万円近い助成が見込まれるわけです。これまでになかった高額な助成単価になりました。普通に米を作付した場合と同様の収入が得られまして、しかもこれが減反にカウントされます。さらに、これらによって各農家が減反の割り当て面積をクリアした場合、普通の米を作付した面積に対して1反当たり1万5,000円の所得補償がつき、所得の上乗せが期待できます。この対策に多くの農家が参加をされれば次のような効果が期待できると思います。

1番目としまして、農家の収入増になる。2番目としましては、飼料用米は減反にカウントされまして、多くの農家が参加することにより減反率が向上します。旭市は減反率がこれまで悪かったということでございます。3番目としまして、減反率が向上するということは米の需要と供給のバランスがとれまして、米価下落の防止になるということです。それから

4番目としましては、輸入に頼っていましたが飼料の国産化が進みまして、食料自給率が高くなるといったようなよい効果が期待できると思います。

先ほど課長のほうからお話がございましたけれども、加入率がだいぶ低いということでありますけれども、農家に対しての情報発信不足と思われます。徹底した説明を行いまして、農家の所得向上に寄与していただければと思います。

○議長（林 一哉） 聞きたいことを質問、今、答弁みたいになっちゃっているから。

○6番（島田和雄） 要するに聞きたいことは、徹底した説明を行っていただきたいということなんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員ご質問の徹底した説明ということで、十分本当に思っております。いろいろ農家を回ってみますと、特に言われますのが、実は、今年は様子を見て来年はという方が結構多くいらっしゃいます。議員のご質問の中にありましたように、むしろ反対で、今年は入って来年様子を見たほうがという感じで我々は説明をしております。ぜひ今年だけは入ったほうがいいぞと。

農林水産省のほうからも、今年入らないと、来年制度を仕組む上で農家にこれが受け入れられないという危機感を持っております。そんなことで、先般も関東農政局長からも後で制度を知らなかったという農家が一人でもいないようにという、そういう強い指導がございました。そんなことで、あと2週間近くございます。徹底した指導を行っていきいたいなと。

周知の方法としましては、農家に数字を示して、例えば1ヘクタール作っている農家はこれだけ所得が上がりますよと。お米を作った場合よりも、例えばえさ米のほうがこれだけ所得補償がありますよ、そういう数字を示した資料等も作成しながら農家に再度個別に通知等をしてしまして周知の徹底を図っていきいたい、そんなことで考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） この対策を実施していく上で、問題として考えられますのは、実際に米を飼料として使う実需者、使ってくれる方ですね、これの問題です。この実需者がいなければ契約が成り立たなくなるおそれがあるわけであります。飼料用米の単価キロ50円ということが設定されておりますけれども、輸入しているトウモロコシの代替飼料としましては決して安い価格ではありません。実需者は市内にどのくらいいて、どの程度の飼料用米の受け入

れが可能かお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員質問のように、買っていただける方がいないとこのえさ米という制度は成り立ちません。キロ50円ということで、これは全国的に一番高いのかなというふうに理解しております。通常トウモロコシが20円から25円、東北のほうへ行きますと、ただでもいいから買ってくれという農家もいるということで聞いております。

市内には、現在、養豚が2社、養鶏が3社、この五つの会社でそれぞれえさ米を受け入れたいという希望をいただいております。数量的には2,545トンというようなことで、俵数にしますと約4万2,400俵という数字になっております。面積換算、約10アール当たり10俵とれたとしますと424町歩ほどに面積なるかと思えます。現在、えさ米で手が挙がっているのは103ヘクタール程度ですので、まだまだ受け入れは可能かと思えます。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。時間がもうございますので、要点のみ願います。

○6番（島田和雄） 分かりました。

実需者が5社旭市内におられるということは、本当に旭市にとっては幸運であろうと思います。全国的にはあまりいないというようなことでございますので、旭市にこういった会社があるということはすばらしいことだと思います。そのためにも、ぜひこれを推進していただきたいというふうに考えております。

それともう一つ、加入促進を図ってもらいたい理由ですけれども、減反のことでありますが、昨年、千葉県は全国で福島県に続いて2番目に低かったわけであります。当然、旭市も低かったわけであります。米の適正な生産量というようなことを考えれば、旭市は多くの過剰米を発生させたということでございます。全国の米農家からは文句を言われたと、千葉県は。当然旭市も入っていると思えますけれども。

そういった中で、やはり千葉県は湿田が多くて米しか作れないといったような事情があった仕方がない面もあったわけでありますけれども、しかし、今回のこの制度は、飼料米と。米を作れるわけでありますので、それによって減反が達成できるわけです。しかも所得についてはこれまで以上のものも期待できると。この制度、戸別所得補償モデル対策、これは千葉県の……

○議長（林 一哉） 要点のみ願います。

○6番（島田和雄） 旭市のために作られた制度ではないかと思います。ぜひ多くの農家に参加していただくようお願いします。

最後にお聞きしますけれども、市の助成が70ヘクタール分ということでございますけれども、これについて大幅な増加があるんじゃないかなと思いますので、その辺の増額についてはどのように考えられているか最後にお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 市の現在の補助金70町歩、70ヘクタールであります。ただ、6月末がこの所得補償の加入申し込みでございます。現時点では一人でも多くの方に加入をしていただきたい、そういうことで進めてまいりたい。

それと併せまして、いっぱい面積が増えますと補助金が薄まってしまう、そういう感じもございます。そういう部分がありますけれども、例えば収量、いっぱい多くとって畜産農家にいっぱい買っていただく、そういうことも進めながら、また財政担当課ともちょっと相談しながら今後検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

◇ 大 塚 祐 司

○議長（林 一哉） 続いて、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司。通告順に質問を行います。

旭中央病院は開院以来、黒字経営を維持しているのみならず、地域の皆様に支えられて24時間365日の救急医療を実践し、発展してきました。現在も米国人医師を恒常的に招聘し、病院で育った若手医師が日々の成果を英語や日本語の論文として発表できるように研修体制を整えるなどして世界トップレベルの医療を学んで地域に還元しています。

この発展の要因として、本議会では3代続いた有能な経営者の輩出、市民の協力、職員の努力などが述べられてきましたが、一つ抜けている点があります。それは、旭市の政治家の業績です。こちらは今年の2月に出されました院内報「ひろば」の500号記念誌です。院内報は市長にも送られているためご存じだと思います。本記念誌のメインが、病院長が毎年1月号に書く年頭所感の特集です。この特集の最初の記事、言ってみれば500号記念誌で最重要と言える記事が、諸橋先生が昭和41年に書かれた病院着任までの経緯です。

諸橋先生は県庁の車で初めて旭町を訪れ、中央病院を見学した後にショウゲツに招待されました。以下は引用です。「いろいろと感想を聞かれたが、当日お集まりの方は旭ほか8か町村の町長、議長さん20名近くであった。この病院はどうしたらよいかということで意見を述べているうちに、皆、あなたの言うとおりにするから、何でも買うから、万事お任せするからぜひ院長に就任してもらいたいと当時の鈴木三九一旭町長より懇請があり、引くに引けなくなって承知しましたと言ってしまい、誰にも相談しないうちに院長を引き受けてしまった。このような交渉は町長さん方は私よりはるかに上手であり、家族にもあきれられた」。このときの鈴木町長の言葉を旭市の後の政治家たちも守り続けました。結果として旭市は病院経営を医療の専門家に任せるという最善の選択をし、中央病院は発展しました。

以上のように、開院時から現在に至るまでの首長、議員の方々が常に病院運営に協力的であり、歴代の経営陣が思う存分、経営手腕を振るえたため現在の中央病院があるものと感謝しています。このことは病院側も決して忘れていません。諸橋先生の口からは、八木市長、向後町長といった旭の政治家の名前がしばしば出てきていましたし、こちらの「ひろば」では、村上院長、吉田院長になってからも、ところどころで政治家の業績、旭市の政治的決断について触れられています。したがって、これからもこれまで同様に旭市の政治家は中央病院の応援団であり、市長は応援団長であり続けるべきだと思っています。

一つ目の質問です。

市長は、中央病院に関するこれまでの旭市の政治家の実績及びこれからの病院とのかかわり方についてどのようにお考えかお聞かせ願います。

二つ目の質問に入ります。

旭市周囲の自治体病院は医師不足から診療能力低下に陥っています。その結果、患者さんが中央病院に集中し、入院や手術が必要な患者さんに迅速に対応することが困難となっています。現在、非常勤医師に業務を手伝っていただき、景山看護部長をはじめとする看護師が病床確保のために全面的に協力するなどできる限りの努力をしていますが、患者数があまりにも多く、十分に対応できていません。この一極集中がもたらす影響とその対応策についての市長のお考えをお聞かせ願います。

三つ目の質問に入ります。

現在、中央病院の経営形態について議論すること自体がタブー視されているように思いますが、市長はどのようにお考えかお聞かせ願います。

続いて、教諭補助員についての質問に入ります。

90年代以降、うつ病などのストレス性精神疾患に罹患して休職する教員の数が増え続けています。学校の先生は子どもが大好きでまじめに一生懸命頑張るため、仕事があればあるだけしてしまい、過重労働が重なりストレス性精神疾患を発症してしまいます。

この問題を解決するには、教員の仕事を削減するのが最も有効です。理想的には教員1人当たりが受け持つ児童・生徒数を減らすか教員を増員することが必要です。しかしながら予算には限りがあり、理想と現実の折衷案として、旭市では教諭補助員、学力支援員が採用されています。これらの職種の実際の役割と学校側の評価及び市内の小・中学校への配置の実態を伺います。

これで1回目の質問を終わります。2回目以降の質問は自席にて行います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 大塚議員のご質問に対し答弁をいたします。

中央病院についてということで、市長に3点ほど聞きたいということでもあります。

1点目は、中央病院を支えてきた旭市の政治家の業績と今後の病院へのかかわりについて。

議員おっしゃるように、昭和28年、鈴木三九一町長の時代に東大より諸橋芳夫先生を招聘して旭中央病院を開設したと聞いております。開設に当たっては本当にいろいろな苦労があったものと聞いておりまして、場所の問題やら経営の問題、いろいろな部分で議論が尽くされた、そのように聞いておりまして、しかし、その近隣の8か町村で力を合わせて院長を応援したい、そんなようなことでこの病院が創設されたというようなことを聞いておるところであります。

その間に旭市の合併、前は旧1市3町の歴代の首長の本当に地域医療に対する熱い思い、そしてまた組合議員はじめ各市町の議員の方のご理解とご支援、そういうものがあって今は全国有数の病院として発展してきたと思っております。

もとより病院の職員の皆さん方にも本当にお力をいただき、歴代の院長にも本当に献身的な医療、そうしたものを尽くしていただいたわけでありまして、私といたしましても、旭市の発展、そういったものは毎たび言っていますとおり、旭中央病院は旭市の宝でありますので、今後も市民の安全・安心のために事業管理者ともども健全経営、そして地域の中核病院として健全経営に努めていきたい、そんなように考えているところであります。

次に、中央病院へ一極集中しているということでもありますけれども、その解決策について

市長の考えはということであります。

本当に一極集中、毎日3,500人くらいの外来患者、そういった部分があると聞いておりまして、本当に医師、看護師、職員の皆さん方に過重労働をかけているのかなと、そんなようにも思っているところでありまして、いろいろな部分で解決しなければならないと、そんなように考えているところでもあります。

しかし、この原因といいましょうか、いろいろな部分でかかりつけ医の紹介やら、そしてまた、症状にかかわらず、55年続いた中央病院に行けば安心だと、地域の住民の信頼といいましょうか、思いが中央病院へ外来として来院しているわけでありまして、そういった部分で、また制約をするということになれば中央病院自体の経営もいろいろな部分もかかわってくるわけでありまして、その辺は本当に病院側、そしてまた行政も苦勞しているところでありまして、その部分は本当に早く解決したいなと、そんなように思っているところでもあります。

今、地域医療再生計画の中でいろいろな部分で、回復期リハビリ等、そしてまた回復期患者等の受け入れ病院の安定的な確保、そういった部分をフォローアップしてくれる、そういったような話し合いを今進めているところでありまして、この地域医療再生計画の中で十分検討を加えながら解決に進んでいきたいと、そんなように考えているところでもあります。

また、中央病院の経営形態の問題でありますけれども、先ほど議員がおっしゃられましたように57年間黒字経営というようなことを堅持しているわけでありまして、今後も安定した経営が見込まれ、旭中央病院は地域の宝であり、本市の経済に大きな波及効果がある、そんなように感じているところでありまして、私といたしましては公設公営というようなことでその経営形態を変えるつもりはありませんけれども、経営形態の変更についての議論、そういったものは議論をするということに縛りをかけるということは全然ありませんので、自由にその議論をしていただき、ただ私といたしましては、57年間黒字でいた病院を今、公設公営、いろいろな部分の経営形態にしていくつもりはございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、教諭補助員の役割と学校側の評価及び市内小・中学校への配置の実態についてご回答申し上げます。

まず、配置の実態であります。教諭補助員11名及び基礎学力支援員5名は、特別に支援を要する児童への支援及び個に応じたきめ細かな指導を行うことを目的として市内小・中学

校14校に配置されております。

小学校では、特別に支援を必要とする児童への支援及び学級担任の補助的な業務、また国際理解教育の一環として英語指導を行っております。中学校では、チーム・ティーチングによる個別指導等に当たっておる実態がございます。

教諭補助員それぞれが授業を行う中で、児童・生徒の特性でありますとか性格、これを考慮して適切に言葉がけをしたり、担任と連携を図りながら学年、学級の理解に努め、特別に支援を要する児童・生徒に丁寧にかかわったりしている実態がございます。

また、英語担当につきましては、常に笑顔を絶やさず、児童との良好な関係を基に、英語を楽しく学べる授業づくりに努力し、四季折々の英語学習にかかわる行事を取り上げたり、児童の興味を高める教材を工夫したりして児童の実態に合った指導実践に努めております。

このようなことから、配置を受けた学校からは非常に高く評価され、肯定的な意見が数多く寄せられております。今後とも、市内小・中学校の児童・生徒一人ひとりのための教育効果を高めるとともに、保護者、地域のニーズに応えられるよう、教諭補助員制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。市長が病院長と健全経営に努めたいということ、今後ともよろしくお願いいたします。

中央病院の一つ目の質問は終わります。

二つ目の質問に入ります。

市長がおっしゃるとおり、千葉県が策定した香取海匠圏地域医療再生計画は病院ごとの機能分担、役割分担、連携が柱となっており、計画を実現するために地域医療連携パスも提唱されています。しかし、このよく考えられた構想にも実際には幾つかの落とし穴があります。主なものを挙げます。

一つ目の落とし穴は患者さんの視点です。幾ら連携を強化しても、患者さんから見れば別の病院です。企業でいうとA社とB社が業務提携しても世間からは同一の会社とはみなされず、合併して初めて同じ会社と認識されます。同様のことが旭中央病院でも起こっており、病状が安定した患者さんに転院を勧めると、自分たちは旭中央病院に来たのだからとの理由で拒否されることも珍しくありません。

二つ目の落とし穴は、働く職員の連携に対する認識です。香取海匠圏地域保健医療協議会に

出席するのは病院長、医師会会長、首長などの偉い方々です。しかしながら、実際に病院間で患者さんのやりとりをするのは若い医師、看護師です。どの病院も日々の業務に忙殺される結果、中央病院から転院を依頼しても当日の転院はできないと返答されるなど、必ずしも円滑な転院はなされていません。

以上の一つ目、二つ目の落とし穴は、複数の病院を抱える民間医療法人にはありません。なぜなら、病院は違っても、患者さんは同一の医療法人では同水準の医療が提供できると当然に受け取るからです。また、職員も同じ医療法人の一員として仕事をしており、病院間の転院には全面的に協力するため、公立病院間の転院時に生ずる問題は生じません。

三つ目の落とし穴は、茨城県から来る患者さんについてです。中央病院をはじめとする香取海匝圏地域の公立病院には茨城県の患者さんも多数訪れます。特に中央病院は水戸市から遠く離れた鹿行地域南部の救急医療も担っています。この鹿行地域の患者の治療について、どの病院と連携するのか、予算はどこから出るのかという点が不明です。

以上のように、現在の構想には限界があり、千葉県と茨城県が関与した形での公立病院の経営統合が本地域の医療を守る最善策と考えています。したがって、市長におかれましては、周囲の公立病院と中央病院の経営統合という選択肢があるということを常に頭のどこかに置いていただければと存じます。

以上で二つ目の質問を終了します。

三つ目の再質問に入ります。

現在の中央病院は黒字ではあるものの、先ほど述べたような問題を抱えて……

○議長（林 一哉） 1項目ごとに質問しないとね。

○1番（大塚祐司） すみません。特に答弁は求めているので。

○議長（林 一哉） 答弁を求めているなければ一般質問やる必要ないんだよ。一般質問というのは質問って字のごとくだから。一般質問やる必要ないんだよ、答弁いらなければさ。そんな話は市長よりも事業管理者に聞くべきなんだよ。中央病院の事情、市長そんなにこっちにいて知っているわけないんだから。

市長、あれかな、答弁。

○市長（明智忠直） 今、2番目の質問でいいでしょうか。

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 医療連携パス、現場の目線、あるいは茨城県の鹿行地域の対応、そういったことで質問といいましょうか意見がありましたけれども、このことについては地域医療

再生計画の中で今ようやく調整が始まったところでありまして、その中で香取海匝医療圏の保健医療協議会ですか、それには1回私も同席して意見交換をやったんですけれども、そのほかに今、香取海匝の4市6町くらいある首長の協議会はやりました。そういうことも十分話し合いまして、これから一つずつ解決をしていかなければと、そんなような話で進んでいるところでありまして、詳しいことにつきましては先ほど議長から話がありましたように病院側のほうから聞いていただかないと詳しいことは分かりませんので、ひとつ病院のほうへよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） まだ始まったばかりでありまして、詳しいことは今から決まるわけであります。今、県が中心になって千葉県の医療再生計画、こういうものを始めておりますので、徐々にいろいろ進んでいくだろうと、このように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。

では、三つ目の質問に入ります。

現在の中央病院は黒字ではあるものの先ほど述べたような問題を抱えており、患者さんの我慢と職員の忍耐により運営が成り立っています。この状況を変えるための第一歩として経営形態変更の議論が必要ですが、現時点においては議論自体が封印されています。しかしながら、日本では民主主義の根幹をなす表現の自由、言論の自由が憲法21条1項で保障されており、議論自体を批判する根拠はありません。したがって、議会の外、つまり院内での講演会、勉強会、議員同士の勉強会、市民対象の講演会、説明会などで経営形態について議論することに何ら問題はありません。当然ながら院内での講演会、勉強会においては、病院長が公設公営の中でどのような選択肢が中央病院にふさわしいと思ってるのか踏み込んで発言することについて問題視されるべきではありません。病院長は経営形態は市の方針に従うと常々おっしゃっていますし、職員の多くは、経営形態の一般論よりも、自分たちの身分、給料、年金、退職金はどうなるのかのほうに興味があるからです。議会内で議論するか否かは市長と議会が決めることですが、その他の場所でどのような議論をなされとも、それに縛りをかけないということではよろしいでしょうか、市長。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、大塚議員から一つ、ちょっとそういうことがどこから出ているのかなということがありましたけれども、議論を封印しているというようなことがありましたけれども、恐らく行政、病院側でも誰も議論をするなというようなことは言っていないと思います。どこでも今のそれこそ法律に守られている中で、経営形態のことを自由に議論するということはできると思います。

ただ、私は今、市長就任というようなことの中では公設公営ということで行きたい、いくということは皆さんにお伝えしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 中央病院にとって最もふさわしい経営形態は、滑川議員が20年12月議会でご指摘されているとおり、公設公営の一形態である地方独立行政法人と考えています。理想的には旭市が設立し、旭市と周囲の自治体が病院の土地、建物等を現物出資して千葉県と茨城県が現金を出資する形の移行型独立行政法人が望ましいと考えています。

その際、民間医療機関からの医師派遣要請にも応えられるように職員の身分は非公務員とし、職員の生活を守るために共済組合は加入継続するのがよいと考えています。地方独立行政法人は旭市に多大な経済的メリットをもたらす可能性を持っています。

地方独法を旭市が設立した場合、市は中央病院の土地、建物等を現物出資します。この資産価値を仮に100とします。周囲の自治体も同様に病院の土地、建物を現物出資し、この資産価値は50とします。設立団体は当該独法の2分の1以上の出資をしなければならないので、千葉県と茨城県が出資に同意した場合、合計で50を超えない範囲で現金にて出資できます。別のパターンも考えられます。旭市と周囲の自治体が設立団体となった場合、その資産価値は150であり、千葉県と茨城県は150を超えない範囲で現金にて出資できます。

中央病院は救急、精神科、小児科、歯科などの不採算部門を多数抱えています。しかしながら、これらの不採算部門は千葉県と茨城県にとって不可欠であります。実際のところ、当地域で小児患者が入院できるのは中央病院だけであり、また、精神疾患と身体疾患を併せ持った患者が、茨城県南部のみならず、松戸市、市川市、鎌ヶ谷市などの千葉県西部からも送られてくることは珍しくありません。したがって、これらの働きに対して出資を求めるのは当然のことです。また、このような局面こそ政治家の出番であり、市長は中央病院応援団長として吉田院長とタッグを組んで、周囲の自治体、千葉県、茨城県と交渉すべきです。

中央病院の経営形態は、21年11月議会にて木内議員がおっしゃったように、これから皆で考える問題です。いたずらに地方公営企業法全部適用にこだわって病院と旭市が大きく飛躍

するチャンス逃さないように、この問題について幅広く議論されるべきです。幸いなことに市長からは旭市の将来に希望を持てる答弁をいただきましたので、市役所内でも病院内でも市民の間でも憶することなく中央病院の経営形態について議論を進め、必要に応じて他の自治体や国及び県の意向についての下調べもしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、いろいろご意見を伺いました。確かに大塚議員が言っていることが理想の一部ではあるのかもしれませんが。単純にそのような方向で自治体同士の話し合いがつけばもう何の苦労もないわけでありまして、すばらしいご意見としてお聞きしておくということにとどめて、私は、公設公営でいくのが一番いいと思っておりますので、当分の間といましようか、私の就任の間は公設公営でいくと。議論をしてもかみ合わない部分もありますので、その辺はよろしく願いをしたいと思います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございました。これで中央病院の質問を終わります。

次に、教諭補助員ですけれども、14校に配置ということであれば、まだ配置されない学校があると思います。初等・中等教育というのは国をつくる礎となりますので、ぜひ残り6校ですか、そちらのほうも配置を要望いたします。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 6時 6分